

陸前高田市過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～ 7 年度)

岩手県陸前高田市

目 次

はじめに.....	1
基本的な事項	
(1) 陸前高田市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 事業計画	16
2 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	22
(3) 事業計画	24
(4) 産業振興促進事項	28
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
3 地域における情報化.....	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 事業計画	30
4 交通施設の整備、交通手段の確保	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
5 生活環境の整備	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	38
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41

6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	42
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	43
(3)	事業計画	45
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合.....	46
7	医療の確保	48
(1)	現況と問題点	48
(2)	その対策	48
(3)	事業計画	49
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	49
8	教育の振興	50
(1)	現況と問題点	50
(2)	その対策	51
(3)	事業計画	52
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	54
9	集落の整備	55
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	55
(3)	事業計画	55
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	56
10	地域文化の振興等	57
(1)	現況と問題点	57
(2)	その対策	57
(3)	事業計画	58
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	58
11	再生可能エネルギーの利用の促進	59
(1)	現況と問題点	59
(2)	その対策	59
(3)	事業計画	59
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	59
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	60
(1)	現況と問題点	60
(2)	その対策	60
(3)	事業計画	61

はじめに

人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備が他の地域に比較して低位にある、いわゆる「過疎地域」に位置付けられる本市であるが、人口の減少及び少子高齢化の進展等により過疎化が進む状況に対し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充等、地域の持続的発展のための総合的かつ計画的な対策を推進するため、「陸前高田市過疎地域持続的発展計画」を策定する。

「陸前高田市過疎地域持続的発展計画」は、市の上位計画である「陸前高田市まちづくり総合計画（以下「まちづくり総合計画」という。）」及び「陸前高田市人口ビジョン及び第２期まち・ひと・しごと総合戦略（以下「まち・ひと・しごと総合戦略」という。）」に基づき、市の持続的発展に向けた基本的な方向性を示す方針とする。

基本的な事項

(1) 陸前高田市の概況

ア 概要

(7) 自然的条件

本市は、岩手県の東南端、三陸海岸の南の玄関口として、大船渡市、住田町、一関市及び宮城県気仙沼市に接し、宮城県との県際に位置している。

また、北上山地の南端部に位置し、氷上山などをはじめとする山地、豊かな緑や水を育む気仙川が注ぐ広田湾、なだらかな斜面や低地が広がっている。

市の総面積は 231.94 km²で、市域は東西約 23km、南北約 21km に及び、その約 7 割を森林が占めている。

気候は、三陸海岸に位置しているため、海洋の影響と地理的条件から四季を通じて比較的温暖である。

(4) 歴史的条件

本市の歴史は古く、史跡中沢浜貝塚に代表されるように縄文時代から優れた漁ろう文化を形成し、水産日本のルーツと呼ばれている。都市としての成り立ちは、平安時代初期とみられ、金と塩、海産物が経済の根幹を成していた。特に金は、奥州藤原氏の黄金時代の繁栄に大きな役割を果たした。

鎌倉から室町時代末期には、葛西氏が統治し、仙台藩の直轄領となる藩政時代には、気仙郡今泉村に大肝入会所や代官所が設置され、気仙地方の政治経済の中心として栄えた。

明治以降では、明治 22 年の町村制実施により、1 町 8 ヲ村となり、その後、昭和 30 年の町村合併促進法の施行に基づき、高田、気仙、広田の 3 町と小友、米崎、矢作、竹駒、横田の 5 村が合併して現在の陸前高田市を形成している。

(9) 社会的経済的条件

本市の幹線交通網は、道路としては、本市を南北に縦断する国道 45 号及び県内陸部と本市を結ぶ国道 340 号、343 号を幹線に、県道や市道が連結し道路網を形成している。

国道 343 号については、東日本大震災後、内陸部と沿岸部を結ぶ「復興支援道路」に位置

付けられており、今後の起こりうる災害への備えとして、難所である笹ノ田峠を安全に通過するため、トンネルで結ぶことが必要不可欠であることから、一日も早い事業化が望まれるところである。

また、三陸沿岸道路については、令和３年の全線開通を予定しているところであり、一日も早い整備と、この復興道路を活用した地域間連携が望まれている。

鉄道は、東日本大震災を起因とした大津波の影響により、一関市及び大船渡市に向かう JR 大船渡線において、路線及び駅舎が流出したが、現在は復旧した陸前高田駅舎を公共交通の結節点とし、BRT による運行を行っている。

中心市街地については、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、多くの商業施設や民家等が失われたが、元の中心市街地を嵩上げし、新たな中心市街地の創造を進めてきた。今後はより一層の賑わいのため、まちなかエリアへの商店や事業所の更なる立地を進める必要がある。

イ 過疎の状況

(7) 人口等の動向

平成 27 年の国勢調査によると、本市の人口は 19,758 人で、前回（平成 22 年）の調査より 15.2%減少している。これは、東日本大震災により多くの犠牲者が生じてしまったことによるものである。

市全体として、過去の人口の推移をみると、昭和 30 年代をピークに減少し続けており、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間で約 12,000 人の減少となっている。

(4) これまでの対策

東日本大震災により被災した市街地をはじめとする沿岸各地域については、国の復興交付金等を活用し、道路、橋梁、防潮堤等のインフラ整備をはじめ、教育・文化施設、情報通信、産業基盤及び生活環境など様々な整備を行ってきた。また、辺地地域及び山村地域についても、地域の振興を図るため、国、県の補助事業の導入や辺地対策事業債等の財政措置を活用しながら、各種事業に取り組んできた。

加えて、過疎地域の対策として、新たな観光基盤の創造による交流人口の拡大や、水産業や商工業等の基盤整備による雇用の安定・拡大を図るとともに、市道整備や公共交通確保のための支援、スポーツ・文化活動の支援といった、各分野における魅力的なまちづくりを年次的に実施してきた。

(5) 現在の課題

東日本大震災から 10 年が経過し、これまでの復旧・復興事業、辺地地域及び山村地域の対策事業の結果、産業基盤の整備をはじめ、交通通信・教育文化・医療施設の整備については、概ね完了したところである一方、完全な復興を成し遂げるまでにはいくつかの課題が山積している状況であり、長い年月が必要である。

また、この震災により人口減少が急速に進展したことから、地域経済を支える農林水産業や商工業、観光業の担い手不足や高齢化による生産性の低下につながるとともに、人口の高

齢化は、国・県を上回る速度で進展しており、高齢化率は39%を超え、高齢者の独居世帯や高齢者のみ世帯も増加している状況であるため、市民、地域、企業、行政が一体となって、人口減少と少子高齢化の対策を講じながら、若者の定住や新たな移住を呼び込むことのできる地域づくりを進め、基幹産業である農林水産業や商工業の担い手として、人材を確保することが求められている。

加えて、温室化ガスの排出量削減、「脱炭素」に向けた再生可能エネルギーへの転換を図るため、太陽光、木質バイオマス、風力等の再生可能エネルギーを活用した設備の普及・拡大を図るための方策の確立が求められている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により減退した観光入込客数や、農林水産業、商工業の減収、規模の縮小に対する支援が必要となっている。

（イ） 今後の見通し

本市の人口は、全国的な潮流である少子高齢化の傾向からみると、今後も減少が続くと見込まれる。よって若者が減少し、高齢者の占める割合が高くなることにより、生活に必要な小売、飲食、医療、福祉、介護、公共交通、地域コミュニティの維持活性化等、市民の安全な暮らしに影響を与え、地域社会の活力低下を招くと推測されることから、医療、福祉、介護の連携による施策の充実を図るとともに、地域内の経済循環の促進や、地場製品の加工・販売、地元産材の活用、農山漁村体験など、各産業の六次産業化を推進し、農林水産業や、商工業、観光業など各産業間の連携による産業の活性化に取り組ながら、若者の定住や新たな移住に繋げていくことが必要である。

また、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指すSDGs（持続可能な発展目標）達成に向け、事業構想や計画策定、市民への普及啓発イベント等を実施することにより、周知や理解の促進を図るとともに、森林資源、再生可能エネルギー等の地域資源を地域内で循環させるための循環型地域づくりを総合的かつ一体的に推進することにより、コミュニティの活性化及び循環型社会の実現を目指す。

さらに、アフターコロナを見据えた様々な施設の活用やイベント等の企画、準備、情報発信により、市外からの来訪者の増加による賑わいの創出と交流人口や関係人口の創出・関係深化・裾野拡大に向けた取組を進める。

ウ 社会経済的発展の方向

本市は、養殖漁業を中心とした水産業を基幹産業として発展を遂げてきたが、就業人口の割合を見ると、平成27年国勢調査で第三次産業就業人口比率が54.6%とサービス産業分野が5割以上を占めており、今後も第三次産業は比率が増加する傾向にあり、地域経済のサービス産業化は引き続き拡大していく。

水産業については、地球温暖化等に伴う海洋環境の変化や担い手不足、資源の減少、震災の影響による水揚量の減少などにより厳しい状況に置かれている。

農業については、稲作、野菜、果樹等の園芸作物の栽培が行われている。震災により多くの農地及び農家が被災し、災害復旧事業が進められているが、農機具の流失、高齢化等の理由により離農する農家が多く、農業の担い手が減少している。

林業については、施業の集約化、道路網の整備、機械化の促進等の取組を進めるとともに、保育及び間伐の適期実施、皆伐後の再造林等の適切な森林整備を進める必要がある。

商業については、震災前と比較すると、商店数、従業者数、年間販売額及び売場面積はともに減少している。

表 1-1(1) 商店数、従業員数、年間販売額及び売上面積の推移

年度	商店数（店）	従業員数（人）	商品年間販売数（万円）	売り場面積（㎡）
平成 19 年	384	1,526	2,775,091	34,172
平成 24 年	86	409	8,652	5,219
平成 28 年	167	981	33,712	14,395

資料：経済センサス

観光については、観光入込客数は東日本大震災以前の状況まで回復していたところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、観光客が激減している。

表 1-1(2) 観光入込客数の推移

年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年		平成 30 年	令和元年	令和 2 年
入込客数 （千人）	946	24	169	～	516	1,039	819

こうした本市の産業構造の変化、経済的な立地特性を踏まえ、ものづくりの基盤や地場産業、それを支える歴史や人材、流通基盤など、本市が持つ資源と力を最大限活用しながら産業全般を連携させた総合的な産業振興対策及び人材育成に取組、活力ある産業の展開と環境が調和した豊かなまちづくりを進める必要がある。

また、高田松原津波復興祈念公園、津波伝承館、震災遺構などの東日本大震災関連施設の積極的な活用により、震災の記憶と教訓の伝承に努めるほか、道の駅「高田松原」、オーガニックランド、発酵パーク「カモシー」等の回遊を目的とし、魅力向上と活性化に向けたまちづくりを推進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

国勢調査による本市の人口は、表 1-2(1)に示すとおり、昭和 35 年の 31,839 人から減少の一途をたどり、平成 27 年には 19,758 人（37.9%減）となっている。年齢階層別の人口を見ると、昭和 35 年の年少人口（0～14 歳）は 10,856 人（構成比率 34.1%）と市民の 3 人に 1 人が子どもであったが、平成 27 年には 1,951 人（同 9.9%）と大幅に減少している。

一方、昭和 35 年に 2,329 人（同 7.3%）であった高齢者人口（65 歳以上）は、平成 27 年には 7,230 人（同 36.6%）と大幅に増加し、反対に 3 人に 1 人が高齢者となっている。

生産年齢人口（15～64 歳）についても、年少人口と同様に減少し続けており、今後も核家族化と少子高齢化が続くものと予想される。

まち・ひと・しごと総合戦略の将来人口推計では、現在のすう勢のまま推移した場合、令和 42 年には人口が約 8,300 人（平成 27 年の 42%）にまで減少し、高齢化率が 50%を超えることが見込まれる。

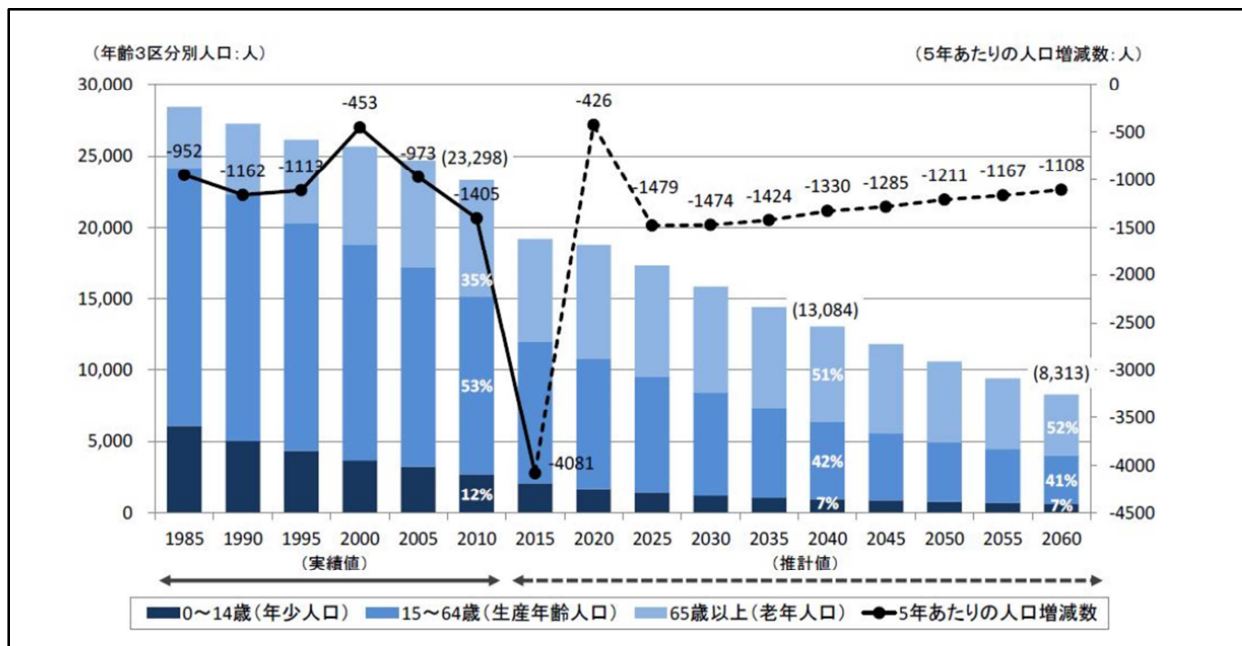
表 1-2(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 31,839		人 31,040	% △2.5	人 30,308	% △2.4	人 29,439	% △2.9	人 29,356	% △0.3
0 歳～14 歳	10,856		9,314	△14.2	8,077	△13.2	7,350	△9.0	6,813	△7.3
15 歳～64 歳	18,564		19,175	3.3	19,349	0.9	18,881	△2.4	18,831	△0.3
うち 15 歳 ～29 歳(a)	7,412		6,998	△5.6	6,612	△5.5	5,639	△14.7	5,154	△8.6
65 歳以上(b)	2,329		2,551	9.5	2,882	13.0	3,208	11.3	3,712	15.7
(a)/総数 若年者比率	% 23.3		% 22.5	—	% 21.8	—	% 19.2	—	% 17.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.3		% 8.2	—	% 9.5	—	% 10.9	—	% 12.6	—

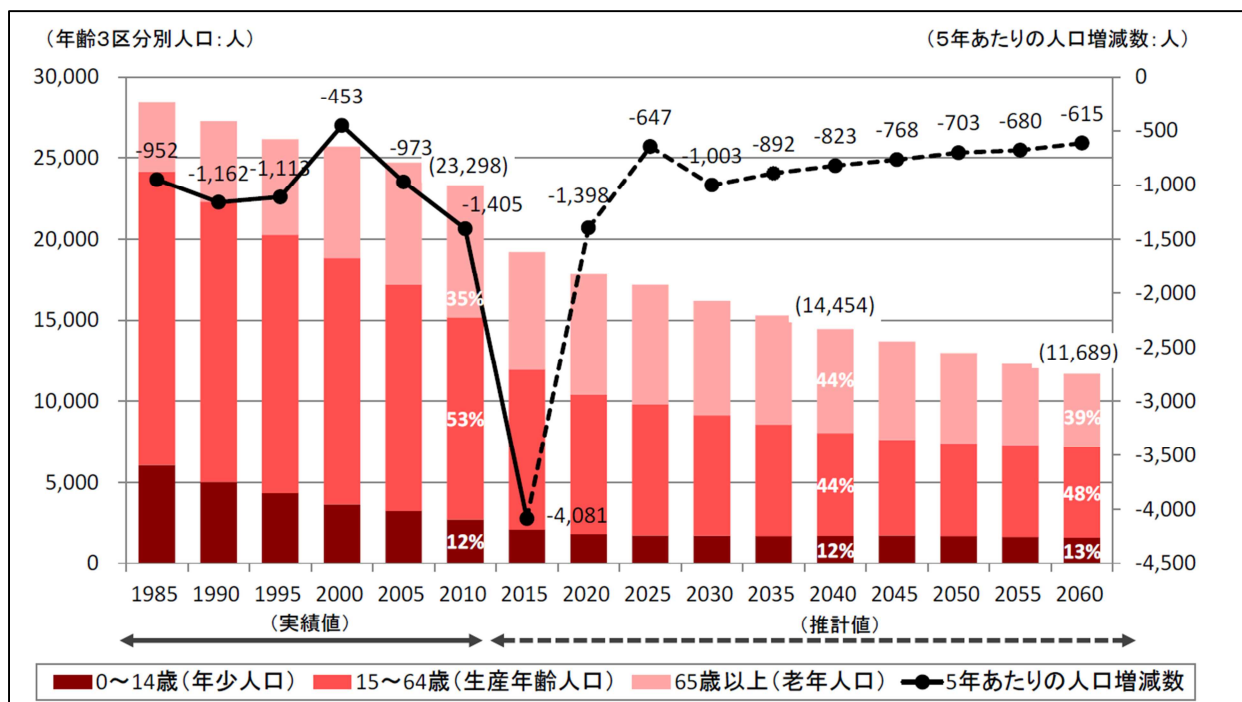
区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 28,404	% △3.2	人 27,242	% △4.1	人 26,129	% △4.1	人 25,676	% △1.7
0 歳～14 歳	6,070	△10.9	5,025	△17.2	4,346	△13.5	3,672	△15.5
15 歳～64 歳	18,085	△4.0	17,260	△4.6	15,918	△7.8	15,163	△4.7
うち 15 歳 ～29 歳(a)	4,521	△12.3	4,122	△8.8	3,708	△10.0	3,459	△6.7
65 歳以上 (b)	4,249	14.5	4,957	16.7	5,865	18.3	6,841	16.6
(a)/総数 若年者比率	% 15.9	—	% 15.1	—	% 14.2	—	% 13.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 15.0	—	% 18.2	—	% 22.4	—	% 26.6	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 24,709	% △3.8	人 23,300	% △5.7	人 19,758	% △15.2
0 歳～14 歳	3,256	△11.3	2,732	△16.1	1,951	△28.6
15 歳～64 歳	13,919	△8.2	12,441	△10.6	10,472	△15.8
うち 15 歳 ～29 歳(a)	2,870	△17.0	2,315	△19.3	1,951	△15.7
65 歳以上 (b)	7,528	10.0	8,125	7.9	7,230	△11.0
(a)/総数 若年者比率	% 11.6	—	% 9.9	—	% 9.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 30.5	—	% 34.9	—	% 36.6	—

図1 人口の見通し



将来人口の推移（現状のすう勢）



将来人口の推計（まち・ひと・しごと総合戦略の推移）

資料：まち・ひと・しごと総合戦略

イ 産業

産業就業人口の動向は表 1-2(2)に示すとおり、昭和 35 年の産業別人口を見ると、第一次産業の就業人口比率が最も高く、農林業と水産業のまちであったことがわかる。

しかしその後、第一次産業が比率を減らし、その分第二次産業及び第三次産業が比率を増やしたことにより、昭和 55 年には第一次産業と第三次産業の比率が逆転し、第三次産業の比率が最も高くなった。また、平成 2 年には第一次産業と第二次産業の比率が逆転している。こうした傾向はその後も続き、昭和 35 年に 2 割程度であった第三次産業の比率は、平成 17 年には 5 割を超えるまでに増加している。

本市の産業構造が、第一次から第二次・第三次へ移行していることを示している。

表 1-2(2)産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人 15,670	人 14,764	% △5.7	人 15,590	% 5.6	人 14,606	% △6.3
第一次産業 就業人口比率		61.6% (9,658)	52.5% (7,751)	—	48.6% (7,578)	—	42.0% (6,140)	—
第二次産業 就業人口比率		15.8% (2,478)	21.0% (3,097)	—	21.3% (3,314)	—	25.5% (3,720)	—
第三次産業 就業人口比率		22.6% (3,534)	26.5% (3,916)	—	30.1% (4,698)	—	32.5% (4,746)	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,278	% △2.2	人 14,046	% △1.6	人 13,696	% △2.5	人 12,989	% △5.2
第一次産業 就業人口比率	33.4% (4,771)	—	33.3% (4,677)	—	25.0% (3,428)	—	21.3% (2,763)	—
第二次産業 就業人口比率	30.7% (4,386)	—	30.0% (4,210)	—	35.0% (4,789)	—	35.1% (4,556)	—
第三次産業 就業人口比率	35.9% (5,121)	—	36.7% (5,159)	—	40.0% (5,479)	—	43.6% (5,670)	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,650	% △2.6	人 11,616	% △8.2	人 10,633	% △8.5	人 9,697	% △8.8
第一次産業 就業人口比率	17.3% (2,191)	—	16.4% (1,900)	—	15.1% (1,602)	—	11.3% (1,097)	—
第二次産業 就業人口比率	36.0% (4,550)	—	31.7% (3,681)	—	28.3% (3,013)	—	34.1% (3,306)	—
第三次産業 就業人口比率	46.7% (5,909)	—	51.9% (6,035)	—	56.6% (6,018)	—	54.6% (5,294)	—

※分類不能は第三次産業に含む

(3) 行財政の状況

ア 行政

本市は、人口減少や少子高齢化、地方分権、地方創生、価値観や生活様式の多様化など、社会経済情勢の大きな変化の中で、効率的で効果的な行政運営を行いながら、地域に活力があふれ、子ども、高齢者や障がい者など誰もが安心して元気に暮らせる持続可能な地域の実現を行

政の使命と考え、まちづくりに取り組んでいる。

また、将来にわたって市民が安心して希望をもって暮らせるように市政運営を行っていくためには、「住民主体の行政運営」と「財政の健全化」を進め、職員一人ひとりが高い意識とスピード感を持って行政改革に柔軟に対応しながら、優先すべき事務事業への重点化を進めていく必要がある。

イ 財政

本市の平成 22 年度と令和元年度の財政状況は表 1-3(1)のとおりである。復興関連事業により予算規模が大きくなり投資的経費が膨らんだ結果、一般会計歳出総額は、震災前の平成 22 年度が 116.3 億円であったのに対し、令和元年度には 800.8 億円に達している。

歳入では国庫支出金や復旧・復興関連事業の財源となる震災復興特別交付税などが多く占めている。

財政状況を示す指数を震災の前後で比較すると、財政力指数は平成 22 年度が 0.27 に対し令和元年度が 0.33、経常収支比率は平成 22 年度が 80.5%に対し令和元年度が 94.3%と高い状況となっている。

令和元年度の実質公債費比率は 15.0%であり、今後、復興に関連して整備された施設の維持管理が財政運営の上での大きな課題となることから、人口減少下に見合った適正な公共施設の管理運営について議論を深め、健全財政の確立に努めなければならない状況となっている。

表 1-3(1)財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	12,088,937	131,539,942	66,260,234	83,530,586
一般財源	7,189,348	12,601,874	16,073,270	19,425,544
国庫支出金	1,531,580	70,404,635	16,065,595	28,969,931
都道府県支出金	804,598	5,548,760	1,847,288	1,423,911
地方債	1,383,100	923,153	992,572	1,563,679
うち過疎債	0	0	0	924,500
歳出総額 B	11,638,511	125,538,421	64,396,657	80,085,510
義務的経費	5,625,217	5,214,768	5,368,531	5,100,302
投資的経費	2,537,563	42,608,934	38,785,412	49,145,541
うち普通建設事業	2,476,443	38,749,181	32,385,515	36,124,555
その他	3,475,731	77,714,719	20,242,714	25,839,667
過疎対策事業費	0	0	0	1,739,316
歳入歳出差引額 C(A-B)	450,426	6,001,521	1,863,577	3,445,076
翌年度へ繰越しすべき財源 D	112,341	2,600,484	1,440,500	1,610,737
実質収支 C-D	338,085	3,401,037	423,077	1,834,339
財政力指数	0.27	0.23	0.26	0.33
公債費負担比率	19.2	6.6	6.0	5.1
実質公債費比率	18.2	17.3	14.1	15.0
起債制限比率	12.3	9.2		
経常収支比率	80.5	85.8	86.8	94.3
将来負担比率	150.6	11.4		
地方債現在高	14,487,456	12,383,703	12,337,501	11,961,759

ウ 施設整備

本市の主要公共施設等の整備状況は、表 1-3(2)のとおりであり、これまで国県の補助事業を導入しながら、整備を進めてきたところである。

市道等の整備については、都市活動を支えるため、震災による高台移転事業に併せた関連道路の整備が必要とされている。

上水道については、安全で安心な水道水の安定的供給を図るため、施設の更新や適切な管理運営に努めるとともに、下水道は、持続的・安定的にサービスを提供するため、健全な経営と施設の効率的な更新・管理が必要となる。

公共施設については、維持管理費が将来にわたって過度な財政負担にならないよう計画的に整備を推進していく必要がある。

表 1-3(2)主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	平成 27 年度末	令和元 年度末
市道 改良率 (%)	15.2	38.2	45.1	44.2	44.8	45.7	49.9
舗装率 (%)	11.2	29.9	39.4	48.4	49.6	50.6	54.5
農道 延長 (m)	16,425	2,516	16,285	16,948	14,556	14,556	14,134
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	20.2	33.9	30.8	—	—	—	—
林道 延長 (m)	42,106	74,344		107,066	115,523	115,828	120,453
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.5	5.5	6.9	—	—	—	—
水道普及率 (%)	45.6	88.2	96.3	98.2	79.4	94.0	96.8
水洗化率 (%)	0	5.7	24.6	49.2	57.9	67.8	83.1
人口千人当たりの病院、診 療所の病床数 (床)	9.469	9.066	8.763	8.667	8.558	8.908	—

資料：陸前高田市道路現況、水道統計、公共施設状況調査（岩手県）

※平成 22 年度末の水道普及率については、東日本大震災のため、データが無いことから、平成 21 年度末のデータを使用

(4) 地域の持続的発展の基本方針

地域の持続的発展には、目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、その実現に向け、本市に関わる全ての人々が役割を分かち合い、ともに取り組むことが必要であるため、「まちづくり総合計画」における基本的な考えに基づく取組によりまちづくりを推進する。

ア 目指すべき将来像

子どもから高齢者まで、全ての人々が安心して住みやすいまちで暮らすためには、まち全体がユニバーサルデザインに配慮した「すべての人にやさしいまち」であるとともに、心のバリアフリーを推進し、障がいのある人となない人などが互いに理解し合い、思いやりの心を持って、ともに支え合って生きる「共生のまち」、市民同士の交流のほか、国内外から多くの人々が訪れ、市民との交流が活発に行われる「交流のまち」、人口減少が進行するなか、次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、活力と活気に溢れる「持続可能なまち」を実現することが必要である。

市民と行政の共通理解に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりによって、陸前高田市に暮らす全ての人々が、それぞれの意思と行動で主体的にまちづくりに関わり、これまで先人たちが築き育んできた歴史や文化に誇りを持ち、次世代を担う子どもたちにつなげられるようなまちを目指し、「夢と希望と愛に満ち、次世代につなげる共生と交流のまち 陸前高田」を将来像と定める。

イ 基本理念

(7) 創造的な復興（より良い復興）と防災・減災による安全・安心なまちづくり

東日本大震災前より良い状態となるよう、未来に向けた新たなまちづくりを目指すとともに、市内一帯が防災・減災・災害対応を学ぶ先進地となり、交流人口の拡大や地域防災力の向上につなげることで、魅力を高めるまちづくりに取り組む。

(4) ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり

国籍や文化、宗教、政治的信条などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、個性を持つ一個人として尊重され、年を重ねて身体機能や認知機能が低下しても、障がいがある状態になったとしても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向けて、世界に誇れる美しい共生社会のまちへ成長できるよう取り組む。

(5) 次世代につなげる持続可能なまちづくり

東日本大震災により急速に進行している人口減少や、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進むことが予想される中、健全な財政運営を土台としながら、本市の基幹産業である農林水産業・商工業などの振興や、地域特性・地域資源を最大限に活用した新たな産業の創出を推し進めるとともに、まちづくりの担い手となる人材を育成し、市民と行政が互いの特性や長所を活かして協働・連携することにより、子どもから高齢者まで誰もが活力と活気に溢れ、次世代を担う子どもたちが誇れる持続可能なまちづくりに取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

「まちづくり総合計画」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく、将来に向けた取組を基本目標とし、実現を目指す。

ア 人口減少率の抑制

以下の4つの観点で将来に向けた取組を行うことで、人口減少率の抑制を目指す。

- ・ 被災した市民の帰還・帰郷を促進する
- ・ 復興とともに雇用の場づくりに取組、進学などで転出した若者の帰郷を促進する
- ・ 安心して出産・子育てできる環境を整えることで、出生率の向上を図る
- ・ 市内外の交流を促進し、陸前高田に関係を持つ「思民」を増やす

イ 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

継続して東日本大震災からの復興に取組、多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進

めるとともに、生業や地域コミュニティなどを再生し、協働の精神を活かした誰もが安心して暮らす新たな復興へのまちづくりを進める。

- ・ 多重防災型の災害に強い安全なまちづくりの推進
- ・ 快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりの推進
- ・ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興の推進
- ・ 産業基盤の早期復興と新規企業立地の推進
- ・ 地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりの推進
- ・ 地域の特性やコミュニティ活動を活かした協働によるまちづくりの推進

ウ 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

住みやすい住環境の整備や、利便性の高い道路・公共交通網を整備するとともに、芸術文化活動や多様な学習活動ができるまちづくりを進める。

- ・ 生活道路・交通環境の整備
- ・ 水道水の安全供給と適切な下水処理の推進
- ・ 住環境整備の促進
- ・ 地域の伝統や文化を大切にする
- ・ 生涯学習の推進

エ 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

全ての災害に備え、地域防災力を高めるとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活環境が整備されるまちづくりを進める。

- ・ 防災意識を高め、防災・減災体制を整える
- ・ 消防・救急体制の充実を図る
- ・ 交通安全の推進
- ・ 防犯体制の強化と安心なまちづくりの推進
- ・ 自然環境の保全に努める
- ・ ごみの減量と資源の活用を図る

オ 子どもたちを健やかに育むまちづくり

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもが学校や地域に見守られながら豊かな心が育まれるまちづくりを進める。

- ・ 安心して子どもを産み育てられる環境を整える
- ・ 一人ひとりを大切にした学校教育の推進
- ・ 知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりの推進
- ・ 家庭や地域の教育力を高める
- ・ 安全・安心な学校教育環境を整える

カ とともに支え、健康に暮らすまちづくり

誰もが互いに理解し合い、支え合いを大切にし、市民一人ひとりが健康に暮らすことができ

るまちづくりを進める。

- ・ 共生のまちづくりの推進
- ・ 市民の健康づくりの推進
- ・ 安心できる医療・介護・福祉体制を整える

キ 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり

都市間交流のほか、市民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、市民との協働により地域課題の解決に向けたまちづくりを進める。

- ・ 仕事と生活の調和を図り、男女共同参画の推進
- ・ 協働によるまちづくりの推進
- ・ 住民活動の支援
- ・ 地域間の交流の促進

ク 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

地域の特性を活かした活発な産業経済活動による雇用の拡大と多様な地域資源を活用し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりを進める。

- ・ 農業の振興を図る
- ・ 林業の振興を図る
- ・ 水産業の振興を図る
- ・ 商工業の振興を図る
- ・ 地産地消とブランド化の推進
- ・ 地域資源を活かした観光振興の推進
- ・ 魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える

ケ 市民にわかりやすく健全な行財政運営

わかりやすい行政情報の発信と表現に努め、広く市民の意見を伺いながら効果的かつ効率的な行政運営を推進し、行政サービスの市民満足度を高め、健全で持続可能な財政運営に努める。

- ・ 健全な行財政運営の推進
- ・ 広聴広報活動の充実を図る
- ・ 利便性の高い行政サービスの提供

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

この計画は「まちづくり総合計画」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」に沿って取組を進めることから、計画の達成状況は「まちづくり総合計画」において設定している成果指標項目の状況や進捗評価、「まち・ひと・しごと総合戦略」の目標指標の達成率等に基づき、年度ごとに評価するとともに、PDCA サイクルにより、取組の改善を図る。

(7) 計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、厳しい財政状況が続く中、公共施設等の維持管理などの現状や課題に関する基本認識を踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置及び維持管理を推進する。

ア 点検・診断等の実施方針

- ・ 日常点検・定期点検、法定点検を引き続き適切に行う。
- ・ 劣化・管理状況を把握し、予防保全の観点から、施設更新における優先度の検討を行う。
- ・ 施設の点検・診断の内容、改修・修繕履歴等の情報をデータベース化し、活用する。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の整備や運営にあたっては、PPP や PFI の活用の検討を行う。
- ・ 長期的な維持管理を行うため、使用料や受益者負担金等について検討を行う。
- ・ 施設の劣化状況や利用状況に応じて、計画的に改修・更新を行う。

※PPP...「Public Private Partnership」の略。行政と民間事業者とがパートナーとして事業に取り組むこと。

※PFI...「Private Finance Initiative」の略。公共施設の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

ウ 安全確保の実施方針

- ・ 点検等により、緊急度の高い施設等については、早急な対応の検討を行う。
- ・ 点検等により、安全上危険度の高い施設については、早期に利用停止などの検討を行う。
- ・ 今後の利用が見込めない施設については、早期の除却の検討を行う。

エ 耐震化の実施方針

- ・ 耐震化が完了していない施設については、耐震化等の検討を行う。
- ・ 耐震化と長寿命化を同時に実施することにより、コスト削減を図るなど、効率的な管理の検討を行う。

オ 長寿命化の実施方針

- ・ 「個別施設計画」に基づき、長寿命化への取組を推進する。
- ・ 計画的な改修等を行い、施設の長寿命化を図る。

カ 統合や廃止の推進方針

- ・ 公共施設等の統廃合に当たっては、市民のニーズに配慮した検討を行う。

- ・ 用途廃止を行った施設については、利活用の検討を行う。

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公会計管理システムなどにより、庁内における施設情報の共有を図る。
- ・ 公共施設等の適正な管理が行えるよう、職員研修を行う。

以上7つの方針に基づき、「過疎地域持続的発展計画」との整合を図りながら、施設のあり方について、検討を行うこととする。

被災した公共施設等の整備については、平成25年に作成した「高田地区・今泉地区における公共施設の整備方針」により、震災から新しいまちづくりによる復興を進めていく上で、市民生活に欠かすことのできない公共施設等の整備に当たっては、被災した公共施設等の復旧を基本とし、新しいまちづくりにおいて求められる機能や利便性を考慮しつつ、効率的かつ合理性が図られるものとしている。

また、公共施設等の整備に当たっては、目的や機能を明確にし、施設の集約化に努め、整備予定施設の規模は、適正な規模に努めるとともに、維持管理費の低減を図り、管理業務の効率化に取り組んでいく方針としている。

なお、施設の維持管理については、長期的な取組が必要であるため、計画の推進に当たり、PDCAサイクルに基づき、適宜、計画の見直しを行うなど実行可能な計画とする。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市は、東日本大震災により総人口が大きく減少するとともに、震災から10年が経過し、復興事業は進んでいるものの、雇用確保などのソフト面においては、未だ復興事業の途中であるため、震災をきっかけとして市外に転出された方の帰還・帰郷や、新たな移住を十分に受け入れられない状況にある。人口の推移については、少子高齢化に拍車がかかるなど、これまでの減少傾向が継続している状況となっており、今後においてもこの傾向が続くものとする。

本市における人口減少と少子高齢化の問題に対処すべく、首都圏など都市部からの移住者の受入れによる地域活性化を図るため、移住希望者のニーズに合わせた情報提供から移住後のフォローまで切れ目のない支援を行うことによって、本市への定住や新たな移住を呼び込むことができる地域づくりを進めることが必要である。また、本市への帰還・帰郷を促進させるために、雇用の場や生活環境の整備、復興状況の情報発信などに引き続き取り組んでいくことが必要である。

イ 地域間交流

東日本大震災を契機として、愛知県名古屋市や米国クレセントシティ市との友好交流に関する協定や、シンガポールとの2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンに関する覚書を締結し、産業・教育・行政など様々な分野で交流が行われている。また、在京・在道陸前高田人会や個別自治体、各種団体との様々な交流イベントの開催支援を行っている。

人口減少が続く中、地域の活力を維持していくためには、交流人口・関係人口を拡大していくとともに、市外からの移住、定住を促進していく必要があるため、各交流都市との関わりを大切にし、お互いの良さの共有や、それぞれが不足している分野の補完など、効果的な交流・連携を進める必要がある。

ウ 人材育成

持続性を高め活力ある地域社会を形成していくためには、目的別の団体との協働・連携を図り、長期的な視点をもって活動に取り組むことができる担い手を育成し、市民と行政が共通認識のもと、互いに地域課題を的確に把握し、対等な立場で主体性と責任を持ち自主的な取組による地域づくり活動を推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 移住定住

市内にある空き家の情報を集約・データベース化した「空き家バンク」と、移住専門のポータルサイトを運営し、住まい、仕事、暮らしなどの移住情報を全国に広く周知していくとともに、移住相談者を対象としたワンストップ窓口の設置・運営や金融機関等と連携した融資支援などを実施しながら、継続的に移住の受入れに取り組む。移住者を受入れ後も、生活相談の受付や、地元コミュニティ、移住者同士の交流事業などを行い、定住まで切れ目のない支援に取

り組む。また、地域おこし協力隊制度の活用により、地域外の人材を積極的に招へいし、地域と協働で地域活性化に取り組ながら、持続可能なまちづくりを進める。併せて、移住支援金、Uターン促進奨励金など各種支援制度を活用しながら、U・Iターンを促進していく。

イ 地域間交流

都市間交流や市民同士の交流の促進や、在京・在道陸前高田人会が主催する「ふるさとのつどい」の開催支援を継続するとともに、本市出身者との相互交流を図る。

また、広域的なイベントが開催される際などにおける近隣市町村との連携促進を図りながら、陸前高田に関心と愛着を持つ「陸前高田思民」の拡大と移住・定住に関する情報発信などにより、U・Iターンを促進する。

ウ 人材育成

市民・各種地域団体・まちづくり団体を対象とした研修会等を開催するとともに、地域との継続的な関係を持つ人や団体等との交流などを通じて新しい担い手の育成を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住促進事業 ・ 移住希望者のニーズに合わせた情報提供から移住後のフォローまで切れ目のない支援を行うことで、本市への移住及び定住を促進させ、持続可能な地域づくりを進める。	陸前高田市	
		地域おこし協力隊起業・事業継承補助事業 ・ 地域おこし協力隊で起業する者に対して必要経費の補助を行うことで、進路選択の可能性を広げ、卒業後の定住を促進させる。	陸前高田市	
		地域おこし協力隊活動支援事業 ・ 地域おこし協力隊のフォローアップを実施し、より活動しやすい環境を整えること、卒業後の進路に向けた研修等	陸前高田市	

		を行うことで委嘱後のミスマッチを減らし、定住を促進させる。		
		定住促進住宅整備支援事業 定住を目的に本市に転入する人に対し、住宅を新たに建築又は改修する際の費用の一部を支援することで、市内への定住を促進し、市内人口増加への一助とする。	陸前高田市	
		U・Iターン促進事業 市外から転入し、常用雇用として就職した人に対し、促進奨励金を支給することにより、定住人口の増加を推進する。	陸前高田市	
	地域間交流	陸前高田 PR、交流人口・関係人口創出事業 首都圏等を会場に、本市のPR、情報発信を行うことで、交流人口及び関係人口の創出に資する。	陸前高田市	
		高田フロンターレスマイルシップ交流事業 友好協定に基づき、イベントでの特産品販売、応援ツアーやサッカー教室の開催、市内でのポスター、フラッグの掲示などを行い、相互の魅力発信に資する。	陸前高田市	
		都市間交流事業 友好都市協定を締結した都市を中心として、交流事業を実施することで、物産の販路拡大や交流人口及び関係人口の創出に資する。	陸前高田市	
		海外友好都市交流事業 アメリカのクレセントシテ	陸前高田市	

		ィ市、多様性を重視した国づくりを進めるシンガポール共和国との交流により、インバウンド及び共生社会のまちづくりを推進する。		
--	--	--	--	--

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の農業は、県内で最も温暖な気候に恵まれている一方で、リアス式海岸に面した狭小な農地をいかに有効活用するかが課題となっている。このため、水稻を主体として果樹、野菜等を組み合わせた複合型農業生産を推進し、地域の基幹産業に位置づけている。

東日本大震災により、沿岸部を中心に農地及び農業用施設は甚大な被害を受け、被災農地が約 380ha に及ぶなど、農業を取り巻く環境はより一層厳しくなったが、関係者が一体となって営農再開に向けて復旧を進め、令和元年度にはすべての復旧対象農地の復旧が完了した。この復旧農地を活用し、産業の振興を図ろうと、平成 25 年から地域ブランド米「たかたのゆめ」の栽培に全力を挙げている。令和 2 年度は市内 62ha で作付され、このうち 50ha が復旧田となっており、名実ともに復興のシンボルとして、多方面から高い評価を得ている。

また、近年、新規就農者が少しずつ増え、トマト・イチゴや、リンゴ・ブドウ等の果樹栽培、ピーマン等の野菜の栽培などに取り組んでおり、県・市・農業協同組合が連携した支援を実施し、将来の地域の担い手としての活躍が期待される。

一方で、高齢化による農業従事者の減少が深刻になっており、過去 10 年における農家数の変遷を見ると、総農家数が約 4 割減少したほか、基幹的農業従事者に占める 65 歳以上の割合が増加している。また、東日本大震災からの復興事業による農地の転用等により、販売農家の経営耕地面積が減少し、特に樹園地の減少が顕著となっている。さらに、野生鳥獣による農作物被害が深刻化しており、農家の高齢化や離農に伴う遊休農地の増加が、野生鳥獣の生息頭数の増加等につながる懸念があることから、被害防止対策の強化が急務となっている。

表 2-1 農業の状況

年	農家数（戸）					基幹的農業従事者（人）		経営耕地面積【販売農家】（ha）			
		専業	第一種兼業	第二種兼業	自給的農家		65 歳以上		田	畑	樹園地
平成 17 年	1,841	139	48	747	907	903	326	233	120	42	71
平成 22 年	1,678	171	55	550	902	876	644	280	181	40	59
平成 27 年	1,084	106	30	292	656	540	420	215	130	35	50

資料：農林業センサス

イ 林業

令和 2 年度現在、本市の森林面積は、18,555ha で総面積の 80.0% を占め、豊富な森林資源を有している。そのうち、民有林の面積は 17,218ha で市の森林面積の 92.7% を占めている。

林業の状況については、林業労働者の高齢化、森林所有規模の零細さ、木材生産のコスト高、シカ・カモシカ被害の増大などにより、林業経営の意欲の減退傾向と林業生産活動の停滞が続いていることから、伐期を迎えても主伐を控える場合が増え、結果として 9 齢級以上の割合が人工林全体に対し大きな割合を占めている。

このような中、長期的な視点による資源の蓄積と活用が不可欠であり、適切な除間伐を定期

的に行い、安定した優良材の生産を目指すとともに、生産性の向上を図るための林道整備などを進めることが必要である。また、林業経営の担い手となる林業就業者の確保が課題となっている。

森林病虫害の防除については、松くい虫、ナラ枯れ被害について補助事業により防除効果の高い被害木を優先的に駆除作業をしている。また有害鳥獣の捕獲については、鳥獣被害対策実施隊を設置し、ニホンジカ等の捕獲に取り組んでいる。

森林は、地域の保全、水源かん養及び保健休養等多面的な機能を有しており、環境意識の高まりとともに森林の持つこれらの機能が見直されている。加えて、木質バイオマスの需要の拡大等、木材に対する新たな需要が見込まれることから、需要に応じた計画的な造林・管理を進めながら、森林の持つ多面的な機能を維持していく必要がある。

ウ 水産業

東日本大震災により被災した漁港施設については、復旧が完了したものの、漁業従事者の高齢化による作業効率の低下や後継者不足による漁業従事者の減少が問題となっている。

また、岩手県の水産業において重要な位置を占める水産物であるサケだが、近年はその漁獲量が大きく落ち込んでいる。広田湾を含めた本市沿岸地域でも漁獲量は著しく減少し、市内を流れる気仙川では十分な数の親魚の採捕が困難になっている。

加えて、全国の沿岸部で進む磯焼けにより、海藻を餌とするアワビの水揚量も落ち込んでいる。広田湾では資源保全の観点から藻場の造成や競合生物であるウニの駆除に取り組んでいるが、収穫の機会である「開口」の制限を余儀なくされている。

さらに、海洋環境の変化等によってホタテ貝等の貝毒が頻繁に発生し、半年以上の出荷規制を強いられるなど、貝類養殖全般に大きな影響が生じている。

エ 商工業

本市においては、農林水産業の第一次産業をはじめとした豊かな地域資源や特色ある産業があり、あわせて、高度な技術を有する企業や事業者等が存在している。しかしながら、小規模事業者が多いことから、産学金官等の連携による資源の高付加価値化や新たな商品開発と販路拡大、そして、六次産業化への取組など、今後更なる地域資源の有効活用を図る必要がある。

震災後、新たなまちの基盤が整備され、中心市街地には大型商業施設や個人商店などの建設が進んでいるものの、取扱いの少ない商品を求めて市外での買い物を余儀なくされている状況も見られる。

また、中心市街地のにぎわいづくりや本市の地域経済の活性化において、まちなかエリアの両側に広がる利用計画が定まっていない個人の宅地や防潮堤背後の被災した土地の利用促進が極めて重要である。

オ 情報通信産業

インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報社会の可能性が大きく広がるとともに情報通信技術も著しく発展していることから、その中におけるスマートフォンやタブレット端末

の普及の勢いは、SNS の利用により今後ますます加速することが予想される。

本市においては、情報サービス業を営む事業者が数社あるものの、人材不足の問題もあり需要と供給のバランスがとれていないことから、有効的な情報発信がなされていない現状となっている。そのため、情報通信産業分野における新規起業者の育成・支援と併せてマッチングのサポート体制の構築が必要となっている。

カ 企業誘致

本市における既存の誘致企業 9 社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により状況が悪化していることから、運営の見直しや各種補助メニューなどを活用することにより、雇用を守っている。

しかしながら、地元を離れた高校卒業者や大学進学を機に市外に転出した若い人たちが戻れない状況にあることから、今後の人口減少と就労人口減少に直結する課題でもあり、解決に向けた施策の展開が必要である。

そのため、多業種の企業誘致が重要となり、企業立地に係る用地の条件整備や税制度優遇措置などを含めたマッチングのサポート体制の構築も必要となる。

キ 起業促進

本市は、東日本大震災により市街地が壊滅状態となったことにより、多くの事業者が被災した。震災から 10 年が経過し、新中心市街地として嵩上げ地にも町並みが形成されつつあるが、新たなまちづくりにおいては、新たな事業者や起業しやすい環境の整備が必要である。

また、高校卒業後に進学・就職により市外への転出率も高いため、市内での起業を選択肢とする教育も必要である。

ク 観光又はレクリエーション

本市は、リアス海岸の特徴である自然景観に恵まれ、沿岸部は三陸復興国立公園に指定されている。東日本大震災の影響により、観光入込客数が大きく落ち込んだが、令和元年度に東日本大震災復興祈念公園が開園したことで、令和元年度の観光入込客数は、初めて震災前の約 945 千人（平成 23 年 1 月から 3 月は震災によりデータ流出）を超えた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光客が激減したことで、令和 2 年度の観光入込客数は、前年比で約 80% に留まっている。

また、本市における観光は、滞在時間の短い通過型の観光が主となっており、地域における経済効果は低い。さらに、市内宿泊施設は、震災からの再建は進んでいるものの、収容数がまだ小さいため、旅行客が市外へ流失することが通過型観光地となっている要因の一つである。

今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催、高田松原海水浴場の再開、三陸花火競技大会の開催、県立野外活動センターの開設、県立オートキャンプ場の再開、野外音楽堂のオープンなど、観光の気運が高まる一方、受入体制や魅力あるコンテンツ等での滞在型観光へのシフトや、地域の観光資源の磨き上げに加え、老朽化した施設の改修・撤去が必要である。

人口減少が進む中、交流人口の増加につながる観光振興は、これまで以上に重要であり、従来の食や地域文化を活用した観光メニューの磨き上げに加え、震災の経験や教訓、防災学習を

新たな観光資源とし、体験交流や地域の歴史・文化や特性などを活かした持続可能な観光地づくりが求められる。

ケ 雇用

本市においては、多様な職種を選択できる就職先が少なく、地元を離れた高校卒業者や進学を機に市外に転出して卒業した若者が戻れない状況にあり、若者が地元に着定するような雇用の場の創出を進める必要がある。また、求人側が求める人材と求職者が求める職種のミスマッチがあり、就職に結びつかないケースが見受けられることから、市内産業の振興や企業誘致、雇用の場の多様化が求められている。

(2) その対策

ア 農業

引き続きほ場整備事業等の基盤整備事業により、優良農地の維持拡大に努めるとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への集積を進め、農業生産力の向上と競争力の強化を図る。

また、農業用水路等の整備による近代化及び農業生産基盤の長寿命化に努める。

震災後減少した樹園地の再拡大に向けて、果樹産地化推進事業による樹園地の整備や優良品種への改植を積極的に推進する。

また、遊休農地の増加を食い止めるため、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用を推進し、優良農地の保全に努める。

さらに、鳥獣被害防止対策事業により、農作物を鳥獣被害から守り、農業者の生産意欲向上を図る。

イ 林業

市有林の管理については、植栽から伐採まで長期的視点に立った管理を行い、安定した優良材の生産と間伐材の有効利用を図る。

林業就業者の確保については、地域おこし協力隊出身者を支援し、自伐型林業の本市モデルを構築することにより担い手の育成に努める。

松くい虫などの森林病虫害の防除については、補助事業を活用しながら駆除作業を継続し防除に努める。また、有害鳥獣対策は、鳥獣被害対策実施隊の活動及び後継者の確保に向けて支援を行う。

生態系や防災にも配慮した多様な公益的機能を有する森林環境の整備と保全に努める。

優良木材である気仙杉の産地の基盤整備を促進するとともに、森林資源の多様な利用を図るため、地域産材の利用に積極的に取り組む。

ウ 水産業

漁業従事者の利便性を図るための漁港施設整備を推進するとともに、放流種苗の確保及び育成環境の整備のため、サケ・アワビ等の種苗生産施設を有する広田湾漁業協同組合に対し、取水ポンプや循環ポンプ等の基幹設備の定期的な修繕・更新を計画的に実施するための支援を行うことにより、円滑な施設運営による種苗の確保に努める。

エ 商工業

商工業を取り巻く環境は、復興したばかりであるにも関わらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けていることから、非常に厳しい経営状況となっている事業者が多く存在するため、引き続き陸前高田商工会と連携を図りながら、各種支援制度の活用促進や経営・融資相談などの拡充に努めるとともに、地域経済循環分析等の結果を基に新たな商品開発や販路拡大、六次産業化などに企業や事業者との連携を図る。また、SDGs 起業家支援プログラムや高田高校ワークトリップ等の産学金官等の連携をより強固にすることにより、資源の高付加価値化や新たな商品開発を図る。

また、ものづくりの高付加価値を図るため、新技術・新製品開発を支援し、工業団地や水産加工団地とあわせて被災元地の活用促進に努めるとともに、東日本大震災により大きな被害を受けた中小事業者が、事業を再開する際の整備費用を補助することにより、市内の持続的なにぎわいの創出を図る。

オ 情報通信産業

情報通信産業分野において新規に起業を考えている個人事業主からの相談が増加傾向にあり、陸前高田商工会と連携を図りながら起業に向けた支援を行う。

カ 企業誘致

地域資源を活用した食産業を重点分野とする産業の集積や、新規及び伝統技能に係る産業振興を図る地場産業振興施設と連携した企業、本市の目指す「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」に合致する企業の立地を推進するため、国や県との連携を図るとともに、ワンストップ窓口として、庁内関係部署等との調整を行う。

また、企業立地に係る各種支援制度や税制優遇措置の相談等支援を行う。

キ 起業促進

起業に関する相談窓口を設置し、陸前高田商工会との連携により事業計画の策定や資金調達及び経営についての助言・指導を行うとともに、創業支援セミナーとして起業家支援プログラムを実施し、市内外の起業家が市内で起業するための支援に加え、新規起業・事業拡大支援事業者補助金により広く支援する。

また、県立高田高校等でビジネスプランコンテストを実施し、地元の特産品に関する知識や事業計画の作成を支援することによって、将来的に市内における起業につなげる。

ク 観光又はレクリエーション

新たな観光資源の活用として、震災・防災教育や豊かな自然、地域固有の歴史・文化など、多彩な観光資源の一層の掘り起こしを図るとともに、第一次産業と連携した体験型コンテンツを構築し、多様化するニーズに対応する。

さらに、観光施設の整備として、障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、地域で暮らす全ての人が快適に過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり」を目

指す本市として、全ての旅行者が安心して観光を楽しめるよう配慮した観光施設等の整備を促進する。

観光情報の発信については、市観光物産協会や観光関連団体との連携を図りながら、情報収集と分析を行い、多様化する観光ニーズを捉え、ホームページによる情報提供のほか、動画配信等により効果的でインパクトのある最新情報の提供を行う。

ケ 雇用

企業誘致の促進による魅力ある就業の場の確保や、関係機関との連携による高齢者や子育て世代、障がいのある方など多様な方のキャリアアップや就労体制の支援を行うことにより、就業の場を確保するとともに、就職情報の提供など市外に住む新規学卒者のＵターンや若年者の地元への就労・定住を推進する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	ため池改修事業	陸前高田市	
		農業排水路改良整備事業	陸前高田市	
		農業用水路改修整備事業	陸前高田市	
		今泉北地区産業用地整備事業	陸前高田市	
		金成地区土地改良事業	岩手県	
	林業	森林病虫害防除事業	陸前高田市	
	水産業	種苗生産施設支援事業	広田湾漁業 協同組合	
	(2) 漁港施設			
		市管理漁港整備事業	陸前高田市	
		県管理漁港整備事業	岩手県	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	農業用施設整備事業	陸前高田市	

	(4) 地場産業の振興			
		地場産業振興施設整備事業	陸前高田市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		海水浴場設備導入事業	陸前高田市	
		海水浴場駐車場整備事業	陸前高田市	
		観光施設改修事業	陸前高田市	
		黒崎温泉保養センタータンク整備事業	陸前高田市	
		EV 充電施設整備事業	陸前高田市	
		案内看板整備事業	陸前高田市	
		老朽化施設撤去事業	陸前高田市	
		今泉北地区産業用地整備事業（再掲）	陸前高田市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第 1 次産業	市内農産物普及拡大推進事業 ・ 市内農産物の普及拡大に向け、高品質化への取組を支援するとともに、統一パッケージ等の作成により、市場での普及拡大を図る。	陸前高田市	
	商工業・6 次産業化	6 次産業化推進事業 ・ 市内農産物を活用した加工品の開発等を実施し、農産物の販路拡大と農家所得の向上を図る。	陸前高田市	
		地域ブランド化推進事業 ・ 本市の農林水産物等を原材料とした新たな特産品を開発し、戦略的な PR を展開しながら地産外商や、地域内での地産地消を促進する仕組みづ	陸前高田市	

		くりにより、持続可能な地域経済の活性化を図る。		
		たかたのゆめ普及推進事業 本市オリジナルブランド米「たかたのゆめ」の高品質で安定的な生産及び生産体制の強化並びに高価格帯での販売促進のための支援を行う。	陸前高田市	
		市産業まつり開催事業費 市内関係団体、企業などが一堂に会し各種商品販売等を行う産業まつりを開催することにより、生産者の生産意欲向上と消費者へのPRにつながり、産業振興が図られる。	陸前高田市	
		地場産品販路拡大事業 首都圏等への地場産品の販路開拓や新規商品開発の支援に要する経費を補助し、地場産品の競争力の強化と外貨獲得につなげる。	陸前高田市	
		商工会事業 陸前高田商工会が行う経営改善普及事業指導や地域総合振興事業に対し補助を行い、中小企業の経営改善や経営力向上に資する。	陸前高田市	
		商店街活性化支援事業 市の施設であるチャレンジショップの維持管理や中心市街地、商店街に対する補助を行い、新規起業者の育成・独立を図るとともに、中心市街地の活性化を図る。	陸前高田市	
	観光	海水浴場総合管理事業 市内海水浴場の健全な環境の保持及び公衆の危険防止を目的とし、トイレシャワー棟	陸前高田市	

		の維持管理、遊泳区域標識の設置、注意喚起用の放送設備の設置、観光案内所の設置等を実施し、利用者の利便性や満足度を向上させることで、交流人口の拡大及び地域経済活性化を図る。		
		観光イベント開催支援事業 ・ まちの賑わい創出に資するイベントを開催する団体や事業者に対し、開催に係る費用の一部を支援することで、参加者の満足度を向上させ、交流人口の拡大及び地域経済活性化を図る。	陸前高田市	
		観光振興促進事業 ・ 地域の観光資源の発掘や観光コンテンツの磨き上げを行い、パンフレット作成や動画配信等による効果的な情報発信を行うほか、震災遺構を含むガイドの育成及び運用を図り、観光客の満足度向上を図る。	陸前高田市	
	企業誘致	企業誘致対策事業 ・ 企業の誘致活動や既存誘致企業の支援を行い、安定した就労の場を確保することにより、魅力のあるまちづくりを行う。	陸前高田市	
	その他	ふるさとハローワーク管理事業 ・ ふるさとハローワークの維持管理を行うことにより、求職者及び求人者に対し、職業相談、職業紹介サービスその他必要な情報提供を行い、地域住民の雇用対策の充実を図る。	陸前高田市	

		人口定住増加対策推進事業 ・ 移住定住希望者の相談等へのワンストップ窓口の設置、地域おこし協力隊の活用、各種補助金の設置により、移住定住を促進させる。	陸前高田市	
		資格取得支援事業 ・ 市民が資格取得することへの支援を行うことにより、職業能力の向上及び就労機会の拡大が図られ、市内の雇用創出及び産業振興に寄与する。	陸前高田市	
		がんばる起業家育成支援事業 ・ 学生向けワークトリップを実施し、市内就労及び起業について学ぶ機会をつくる。 ・ 起業家育成プログラムを開催し、市内での起業家を発掘する。 ・ 新規起業家に対し補助金を交付し、事業の立ち上げを支援する。 ・ これら事業により市内での雇用拡大、産業の振興及び活性化を図る。	陸前高田市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
陸前高田市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の進行を促進するために行う事業の内容

「(2) その対策」及び「(3) 計画」に記載する内容のとおりとし、産業振興において周辺市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域資源活用総合交流促進施設（川の駅よこた）が築 10 年経過し、また、震災後に復旧整備した総合営農指導センターなど 3 施設があり、今後の地域産業の状況等を勘案しながら、適切な保全措置を講ずる必要がある。

産業系施設については、産業振興を図る上でも、地域産業の拠点となることから、その機能を維持し、指定管理者制度の活用等により、効率的な施設管理の検討を行う。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術については、ライフスタイルやワークスタイルの変化などが、社会全体に大きな影響を及ぼしている。この急速な進化に適切に対応し、分野課題を超えた共通インフラ、課題解決の有効なツールとして、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが情報化における恩恵を享受し、地域力、市民生活の向上につなげていく必要がある。

本市の情報通信基盤は、民間事業者が整備した施設と市が整備した施設の貸し出しにより、高速ブロードバンド環境の整備が進められているほか、テレビ難視聴地域にあっては、地域住民により構成された組合等がテレビ共同受信施設を整備しているところであり、各施設の適切な維持管理及び老朽化に伴う改修等が必要となっている。

今後は、既存の情報通信基盤の適切な利活用と併せ、より一層の安心安全なまちづくりを進めていく上で、避難所情報などを的確に伝達するため、効果的に情報を受発信できる公衆無線 LAN などの通信基盤の整備と、これら情報通信ネットワークを活用した行政サービスの充実に向けた取組が必要となっている。

(2) その対策

テレビ難視聴地域の解消及び携帯電話不感地域の解消などを図り、快適な暮らしに向けて情報通信基盤の整備を行うと同時に、安定したサービスを提供し続けるため、適切な維持管理及び既存施設の老朽化に伴う改修を進める。また、地域情報化により一層の推進及び防災時の通信手段として、無線 LAN などを含めた新たな情報通信基盤の整備を行う。

また、情報通信基盤の整備及び普及に伴い、高速移動通信端末や無線 LAN も含めた情報通信技術を活用し、観光・商業・農林漁業などの産業振興、市民生活の利便性の向上及び情報伝達の充実に図るとともに、民間団体等との協働により、デジタル端末の活用講習会等を開催し、高齢者や障がいのある方が ICT に触れる機会を設け、利便性を実感いただきながら、デジタル活用の推進を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地 域 に お け る 情 報 化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	地域情報化推進事業（ブロードバンド・携帯電話用伝送路の維持管理）	陸前高田市	
		公衆無線 LAN 環境整備事業	陸前高田市	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ共同受信施設整備事業	各テレビ組合	

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市の交通網は、三陸沿岸を南北に結ぶ国道 45 号と、内陸部の主要都市とを結ぶ国道 340 号及び 343 号を主要幹線とし、主要地方道 2 路線に市道が連絡して形成されている。

主要地方道及び一般県道は国道とともに交通網の基幹をなす路線であり、広域道路としての機能はもとより、国道を補完し日常生活や地域開発を図る上で重要な役割を担っているところではあるが、一部区間においては、急勾配、急カーブ及び幅員の狭い箇所がある。

市道においては、国道及び県道を補完する地域の交通網として、広域的な生活圏域を形成するとともに、各種地域振興策の実現や地域の生活環境の向上を図る上で欠くことの出来ない重要な基盤をなしているところであるが、近年のゲリラ豪雨や地震などの自然災害時には、落石や法面崩壊などの恐れがある道路法面や、幅員狭小のため救急車などの緊急車両の通行に支障をきたしている生活道路がある。

また、改良整備から相当な年数を経ているため、橋梁、側溝、舗装等の道路構造物及び街路灯の老朽化が著しく、住民の日常生活の安全や快適性を確保するため、道路維持や補修などの環境整備を実施する必要がある。

震災後の復旧・復興事業を進めている中で、市内全域で工事関係車両等の通行量が激増し、道路舗装面の劣化進行が加速し、かつ側溝等の道路付属物の損傷が市内各地において多発している現状である。

さらに、浸水区域から市内高台等に移転して自立再建される住宅や事務所等が多くあることから、高台地区と中心市街地を結ぶ新たな道路ネットワークの構築に加え、既存の市道の改良等が必要となっている。

農道の整備については、農地集積の進展によりこれまでより大型の農業機械による作業が行われており、既存の農道では路盤構造や幅員が不足していることから、継続的な改良が必要となっている。さらに、これまで水稻を作付けしていた水田の転作により、イチゴやトマト、ピーマン等の野菜類の生産が増加していることから、既存の砂利舗装では出荷の際に品質の低下をまねく恐れが生じている。

林内路網の整備については、造林、保育、間伐等の推進に重要な役割を果たすものであり、今後、山地保全、自然環境保全等を考慮しながら、林道、作業道の基盤整備を図る必要がある。

イ 公共交通

本市の交通体系については、東日本大震災以降、JR 大船渡線気仙沼・盛駅間に導入された BRT をはじめ、路線バス、乗合タクシー及びデマンド交通の運行とともに、新たなまちづくりの状況等に対応しながら、運行経路の見直しや新たなバス停の設置など市民の足の確保に努めており、さらには今後の人口縮小社会を見据えた新たな交通手段の実証実験などに取り組んでいる。

鉄道については、震災より鉄路や駅舎が流出した大船渡線気仙沼・盛駅間において、JR 東日本から示された BRT による本格復旧方針を受け入れ、市と JR 東日本が一体となって市民ニーズに対応しながら、持続的な交通手段としてまちづくりに貢献していくこととしている。

路線バスは、市民に最も身近な交通手段であるが、人口減や少子高齢化、マイカーの普及、さらには新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、利用者が減少し、バス事業者の自己努力だけでは路線の維持が困難な状況となっている。

震災以降、被災地域のバス路線確保のための国庫補助を活用しながら、応急仮設住宅入居者や災害公営住宅入居者の移動手段の確保に努めてきたが、この国庫補助は仮設住宅の解消に伴い令和２年度をもってほぼ終了しており、運行経費を抑えた新たな公共交通ネットワークの構築が課題となっている。

今後は、嵩上げ地に再建された陸前高田駅を公共交通の結節点とし、高台部の公共施設や住宅地、低地部の観光拠点などを、多様な交通手段で結ぶことを想定しており、引き続き交通事業者と連携を図りながら、高齢者や障がいのある方々が利用しやすい公共交通環境を構築する必要がある。

さらに、郊外部においては、地域住民同士による支え合い交通の導入を支援し、「おでかけ」機会の創出による高齢者等の QOL の向上や地域コミュニティ再生につなげていく必要がある。

(2) その対策

ア 道路

国道及び県道については、機能をより高めるための整備促進を関係機関に強く要望し、その実現を目指していく。

市道は、市民生活に身近な基盤であることから、定期点検を順守し、緊急度を勘案した優先順位を決定し、年次的かつ計画的な道路整備を進め、快適な交通環境整備に努めるとともに、歩行者や自転車、車いす利用者等すべての方にとって安心安全で快適に利用できるような道路環境の整備を目指していく。

また、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適正な維持管理を進める。さらに、予防保全型の維持管理を推進し、道路や橋梁の長寿命化を図っていく。

農道の改良整備については、大型農業機械の通行に支障がない路盤構造や幅員を確保するため、必要な改修を実施する。また、転作の進んだ地域の幹線農道については、アスファルト舗装による改良を実施し、機能向上と長寿命化を推進する。

林内路網の整備については、林業の作業効率の向上、低コスト生産のため、林道及び作業道の改良・開設など整備を進めるとともに、既存林道の維持管理に努める。また、環境省より令和８年度末までの処分が義務付けられている低濃度 PCB（ポリ塩化ビフェニル）について、本市の林道橋２橋が該当したため、その処分を適切に行う。

イ 公共交通

嵩上げ地に再建された陸前高田駅を公共交通の結節点とし、「縦軸」として、高台部に再建された県立高田病院をはじめとする公共施設や住宅地、観光振興の拠点となる道の駅高田松原や復興祈念公園などを、グリーンスローモビリティや自動運転車両も含めた多様な交通手段で結ぶことを想定しており、引き続き交通事業者と連携を図りながら、高齢者や障がいのある方々が利用しやすい公共交通環境を構築する。

また、郊外部においては、路線バスやコミュニティバス、デマンド交通などの活用により、

全体として、陸前高田駅から放射状に路線を形成する「ハブアンドスポーク型」の公共交通網を構築する。並行して、地域住民同士による支え合い交通の導入を支援していくとともに、自家用有償運送の活用など他の交通手段との連携・活用も視野に検討を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道高見線整備事業 (L = 200m、W = 4.0m)	陸前高田市	
		市道滝の里線整備事業 (L = 1200m、W = 4.0m)	陸前高田市	
		市道柳沢和方線整備事業 (L = 400m、W = 4.0m)	陸前高田市	
		市道薬師1号線整備事業 (L = 300m、W = 4.0m)	陸前高田市	
		市道松峰線整備事業 (L = 300m、W = 5.0m)	陸前高田市	
		市道浜田川右岸1号線整備事業 (L = 200m、W = 3.0m)	陸前高田市	
		市道柳沢1号線ほか整備事業 (舗装新設21路線、L = 4000m)	陸前高田市	
		市道相川新田線ほか整備事業 (側溝改修41路線、L = 10000m)	陸前高田市	
		市道嶋部線ほか整備事業 (舗装補修31路線、L = 8000m)	陸前高田市	
		市道今泉下矢作線整備事業 (L = 2700m、W = 8.5m)	陸前高田市	
		市道狩集久連坪線整備事業 (L = 1200m、W = 7.0m)	陸前高田市	
		市道下矢作小学校線整備事業 (L = 70m、W = 10.5m)	陸前高田市	
		市道玉山線整備事業 (L = 300m、W = 4.0m)	陸前高田市	
		市道和野線整備事業 (L = 510m、W = 4.0~11.75m)	陸前高田市	
		市道松峰団地神田線整備事業 (L = 200m、W = 7.0m)	陸前高田市	
		市道財当線整備事業 (L = 800m、W = 4.0m)	陸前高田市	
		市道信内飯森線整備事業 (L = 430m、W = 4.0m)	陸前高田市	

		市道三の戸線整備事業 (L = 1100m、W = 5.0m)	陸前高田市	
		市道気仙川右岸線整備事業 (L = 300m、W = 4.0m)	陸前高田市	
		市道沼田 3 号線整備事業 (L = 400m、W = 4.0m)	陸前高田市	
		市道沼田 7 号線整備事業 (L = 120m、W = 7.0m)	陸前高田市	
		市道野沢西の沢線整備事業 (L = 400m、W = 7.0m)	陸前高田市	
		市道上長部線整備事業 (L = 530m、W = 4.0m)	陸前高田市	
	橋りょう	湊福伏線要谷橋ほか橋梁補修事業 (橋梁補修 42 橋)	陸前高田市	
	(2) 農道			
		農道舗装改修工事	陸前高田市	
	(3) 林道			
		林道改良整備事業	陸前高田市	
		林道橋維持補修事業	陸前高田市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	地域間幹線路線バス運行事業 ・ 自治体間をまたいで運行し 地域間幹線と位置付けられる バス路線の維持に係る取組を 行い、運転免許を持たない高 校生や高齢者等、沿線住民の 生活の利便性向上を図る。	陸前高田市 関係自治体 運行事業者	
		市内路線バス・コミュニティバ ス・乗合タクシー運行事業 ・ 市内を運行する路線バス及 びコミュニティバスの維持に より、市民の生活の利便性向 上を図る。	陸前高田市 運行事業者	
		デマンド交通運行事業	陸前高田市	

		・ デマンド交通の維持に係る取組を行い、地域住民の生活の利便性向上を図るとともに、郊外部をはじめ未導入地域への拡大を検討することにより、効率的な公共交通網の形成に資する。	運行事業者	
		地域主体の移動サービス導入支援事業 ・ 大船渡線 BRT 駅から離れた郊外部を中心に、地域住民で支え合う移動サービスの導入を支援し、生活の利便性や福祉の向上を図る。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路及び橋梁については、市民生活に直結する重要なインフラであり、今後、維持補修費は増加していくものと考えられることから、定期的な点検による状況把握及び計画的な維持修繕により、安全確保とともに改修・更新費用の軽減に努める。

また、橋梁については、限られた予算の中で、道路交通の安全性を確保しつつ、維持管理コスト削減を図るため、「橋梁長寿命化修繕計画」の策定を進めている。

農道、林道、臨港道においても、長寿命化に取組、計画的な維持管理に努める。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本市の水道は、令和 2 年度末現在、上水道と簡易水道 3 地区、簡易給水施設 2 地区が整備されており、住民基本台帳人口 18,483 人（外国人含む）に対し、給水人口は 17,372 人、普及率は 94.0%（前年比 0.7%増）で、年々普及が進んでいる。

平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災により、既存の水道施設に甚大な被害を受けたことから、被災した配水管等の復旧や、新たな土地利用計画に応じた水道施設等の整備に取組、震災に係る復旧・整備は完了し、被災施設の解体を残すのみとなった。しかしながら、本市においては、水道の供給が行き届かない中山間地域が多く、井戸や沢水を利用するなど、水道の未普及地域が残っている。

今後は、市内の人口減少に比例し、給水人口も減少する見込みだが、復興事業の進捗による住宅の再建や、給水区域の拡張により給水戸数は増加し、水需要と給水収益の増加が見込まれ、水道会計における収入に明るい材料があるものの、震災以前に整備した水道施設は、老朽化による定期的な更新や中山間地域等の水道未普及地域への対応に係る経費が必要となる。

特にも、営農飲雑用水整備事業により整備した簡易給水施設では、水源となる山林の環境や天候の変化により、水量や水質の確保に苦慮しているところである。

また、近年発生している大規模な自然災害への対応のための資機材整備も必要となっている。

イ 下水道

本市の下水道は、住民が衛生的で快適な生活を送るには欠かせないライフラインのひとつであり、将来にわたって維持していかなければならない重要な社会資本である。

本市の下水道事業は、公共下水道事業並びに農業及び漁業集落排水事業の 3 事業を実施している。また、下水道事業計画区域及び集落排水事業区域に該当しない区域については、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のため、浄化槽設置推進事業を実施している。震災により被災した住宅の再建が進み、下水道への接続率及び水洗化率は増加している。

一方で、人口の減少や節水志向の高まりにより、下水道を取り巻く環境は大きく変化し、使用料の減収を見込まざるを得ない状況であることから、将来にわたり健全な経営を維持しながら、市民に安定したサービスを提供するため、施設の長寿命化を図る取組を行い、持続性の高い手法を用いて施設の維持管理をする必要がある。

ウ 廃棄物処理

本市の可燃ごみの処理は、平成 23 年度から岩手県沿岸南部地区の 3 市 2 町で構成する岩手沿岸南部広域環境組合で広域的に処理を開始したことから、本市の清掃センターは、可燃ごみの中継施設及び資源ごみのストックヤード施設となったところである。

ごみ量については、震災の影響で大きく減少した後、復旧・復興が進むにつれて増加傾向にあったが、ここ数年間は人口減の影響からほぼ横ばいとなっている。その一方で、ごみの種類の多様化が進み、分別の厳格化が求められていることから、より一層の排出抑制やリサイクル

の推進が必要である。

施設について、清掃センターは焼却場として建設されてから 40 年近くが経過し、施設の老朽化が進んでいるとともに、現在も家庭系・事業系の一般廃棄物を継続して受け入れていることから、来訪者の安全確保のため早期に整備する必要がある。特にも、平成 23 年度以降停止状態となっている炉や灰ピットに係る箇所については、除却する場合、多額の経費がかかることが想定されるため、慎重な検討が求められる。

同じく最終処分場は、建設から 20 年以上が経過し、想定されていた処分終了期間まで残り 5 年程度となっていることから、新しい処分場の用地選定も見据えた対策が今後必要となる。

ごみ収集車においても、経年劣化が進んでおり、逐次更新する必要がある。

エ 消防防災

本市の消防体制は、常備消防の市消防本部・消防署と非常備消防の市消防団から構成されている。常備消防の市消防本部・消防署は、市消防防災センター内に配置しており、市消防防災センターを拠点として消防救急体制の充実・整備を図っている。また、非常備消防の市消防団は市内各町を管轄する 8 つの分団で構成されており、地域に根ざした消防組織として本市の消防体制の重要な役割を担っている。

近年の災害は局地化、複雑多様化しており、さらなる消防救急体制の充実を図るため消防施設・消防設備・救急設備の計画的な整備が必要である。また、人口減少・高齢化のなか消防団員の確保が必要となってくるほか、消防団屯所等の施設及び消防団車両等の設備の充実強化を計画的に図っていく必要がある。

また、災害時において、一時的に避難する「指定緊急避難場所」や避難が長期化した場合に滞在する「指定避難所」（以下、「避難所等」という。）として、市内小中学校、コミュニティセンター及び公民館等を指定しているが、築年数が古い避難所等のトイレは、児童用の設計や和式であるために、避難者、特に高齢者が利用しづらいという問題があり、改修を必要としている。復興事業の完了により、住宅環境や道路環境が大きく変化したため、居住地域以外で被災した場合には、十分に避難所等を認識していない危険性もあり、周知する必要もある。

加えて、発災時等緊急時の市民に対する避難情報等の伝達手段として、市内に防災行政無線を 171 局整備しているが、地形や周辺の環境音等の影響により、防災行政無線の音声が届きにくい場合があり、市公式ホームページ、SNS、電話による音声サービス、登録制メール等様々な伝達手段を整備しているが、高齢者の利用が難しいといった課題がある。

(2) その対策

ア 水道

簡易給水施設については、水量及び水質を確保するため、上水道への統合を進める。老朽化した既存配水管の更新も併せて実施し、東日本大震災の被災施設は、周辺環境への悪影響を防ぐため、早急に解体を行う。また、水道未普及地域については、財政状況を勘案しながら、水道整備を推進する。

災害時に対応した資機材整備として、給水車の整備を図る。

イ 下水道

処理施設や管路は、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出するため、施設の統廃合や更新を含め、長寿命化を考慮した効率的な整備を進める。また、経営面では、処理施設の効率的な維持管理を行うことでの費用削減や、使用者に対する使用料の確実な納付の呼び掛け等により、収支バランスを意識し、持続的に安定したサービス提供体制の確保に努める。

また、水洗化を促進するため、公共下水道事業並びに農業及び漁業集落排水事業の処理区域における住民や事業者には、早期の水洗化の働きかけに努める。なお、下水道事業計画区域及び集落排水施設処理区域のどちらにも該当しない区域については、国・県の補助事業に、市独自の加算をした浄化槽設置の補助金を交付することで、浄化槽の普及を図る。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理においては、引き続き広域化を推進し、排出抑制やリサイクルの推進に向け、広報誌などを活用し積極的な啓発活動を行いながら、ごみの減量を目指す。

なお、生ごみについては、市内で有機物を使ったバイオマス発電事業の構想があることから、それらの進捗を踏まえた収集運搬のあり方を検討する。

施設については、老朽化が進んでいる清掃センターの整備工事を実施し、最終処分場はさらなる延命化の方策を検討する。ごみ収集車の更新については、不要車両の売り払いによる財源確保と並行しながら随時進める。

エ 消防防災

消防団屯所、消火栓及び防火水槽等の消防施設や、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車及び必要な機械器具等の消防設備については、効果的かつ計画的に整備するとともに、消防団員を雇用する事業所等の理解と協力を求めながら、消防団員の確保に努める。

避難所等については、高齢者にもやさしい避難所づくりのため、洋式トイレへの改修を実施するとともに、どこでも速やかな避難が行えるよう、避難所等の位置情報を備えたスマホアプリを開発し、近親者がどの避難所等にいるかを把握できる機能や、多言語対応によるルート案内機能を搭載することにより、誰もが安心して本市を訪れる環境を構築する。

また、防災行政無線の音声が届きにくい地域の世帯に対し、戸別受信機を貸与することにより、確実な情報伝達に努める。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設			
	上水道	給水車整備事業	陸前高田市	
	簡易水道	佐野地区簡易給水施設改良事業	陸前高田市	
		佐沼山地区簡易給水施設改修事業	陸前高田市	
		簡易給水施設解体事業 （長部・横田地区）	陸前高田市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共枅設置・施設更新改築事業	陸前高田市	
	農村集落排水施設	公共枅設置・施設更新改築事業	陸前高田市	
	その他	公共枅設置・施設更新改築事業 （漁業集落排水施設）	陸前高田市	
		浄化槽設置整備事業	陸前高田市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	清掃センター整備事業	陸前高田市	
		最終処分場整備事業	陸前高田市	
		ごみ収集車更新事業	陸前高田市	
	(5) 消防施設			
		消防ポンプ自動車整備事業	陸前高田市	
		小型動力ポンプ付積載車整備事業	陸前高田市	
		消防屯所新築事業	陸前高田市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	戸別受信機整備事業 ・ 主に高齢者を対象に戸別受	陸前高田市	

		信機を貸与することにより、避難情報等の効果的な伝達を図る。		
		多言語対応避難アプリ開発事業 ・ 避難所等の位置情報を備えたスマホアプリを開発し、どこでも速やかな避難が行えるようにするとともに、近親者の避難状況把握や、多言語対応によるルート案内機能を搭載することにより、誰もが安心して本市を訪れる環境の構築を図る。	陸前高田市	
	(8) その他			
		指定避難所改修事業	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上下水道施設については、既存施設及び設備の老朽化が課題であり、計画的に更新や長寿命化等を行うことにより、トータルコストの削減が必要となる。

また、震災前に整備した公営住宅、消防屯所、清掃センター等については、築 30 年以上経過している施設が多く、老朽化が進行していることから、適切な措置を講ずる必要がある。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保、児童福祉

本市は、全国と同じく少子化傾向が進み、子育て世代や若者の移住定住施策や子育ての負担軽減施策などの各種少子化対策事業を展開しているが、なかなか成果が見えてこない。

現在、市のまちづくり総合計画のなかでも、安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくことは、基本政策のひとつに掲げており、市の今後の発展に必要不可欠である。

特にも震災で被災した地域を中心に、子どもたちが自由に遊ぶことができる公園について減少しており、心身の健全な発達を促進する観点からも、その整備を進めていくことが重要である。

また、震災後の市内の居住環境の変化や、保育児童の低年齢化により、一部保育所において、施設のキャパシティと地域が必要とする保育需要を満たせない状況となっている。

子どもに対する保護者の養育費等の経済的負担も大きな課題となっている。

イ 高齢者福祉

本市においては、国や県を上回るペースで高齢化が進んでおり、高齢化率は39%を超え、高齢者の独居世帯や高齢者のみ世帯数も増加している。人口減少や少子高齢化の進展、世帯構成の変化により高齢者世帯、独居者の割合が高くなっており、自助努力だけでは地域生活を営むことが困難な状況になっている。

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らすためには、高齢者だけでなく高齢者を取り巻く地域の支援体制や、地域ぐるみで高齢者が認知症や寝たきりにならない状態の延伸を目標に、健康づくりや介護予防対策を構築する必要がある。

また、中長期的な視点に立った高齢者の総合的な福祉施策の基本目標を定めるとともに、陸前高田市らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021年度～2023年度）」を策定し、年齢・性別・バリアの有無を越え、分野を越えてさらなる連携を進め、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる高齢者福祉の推進を継続的に図る必要がある。

ウ 地域福祉

高齢者社会においては、自らの健康や災害などに対する不安は大きく、地域住民間での見守り・声かけなど互助を中心とした活動は既に展開しており、地域の絆を中心としたコミュニティ内での見守りに努めている。少子高齢化、核家族化、若者が少ない地域では、地域内での見守りに限界があることも事実であり、専門性の高い、保健福祉医療に精通した有資格者が通報を受信し、相談対応をする緊急通報システム（携帯型）が必要である。

また、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図り、家族が主体的に関わり、住民同士がつながりを持って、支え合い・助け合いによる「互助力」、「共助力」を高めていくため、「陸前高田市地域福祉計画（2020年度～2025年度）」に基づき、共に支え合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを図る必要がある。

エ 障がい福祉

身体障害者手帳の所持者は、65 歳以上の方が約 8 割になり、身体障がいのある人の高齢化が顕著となっている。また、東日本大震災後の生活環境の変化や、新たな人間関係によるストレス増等により、精神保健福祉手帳所持者の割合が、震災前と比較して増加している。

誰もがいきいきとした社会生活を送りながら地域で暮らし続けられるような場を広げるため、障がいのある人をはじめ、社会的に支援を必要としている人たちの社会参画を推進することが必要である。

また、障がいがある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がいの種別や程度を問わず、格差のないサービスや相談支援を受けることのできる環境づくり、地域の社会資源を最大限に活用する体制づくりも必要である。

オ 保健

復興のまちづくりのテーマとして「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を掲げ、誰もが笑顔で過ごすことのできるまちづくりを目指しており、具体的な方法として「はまって、かだって運動」を展開している。ソーシャルキャピタルを醸成することは、すべての施策の効果を高めることにつながり、地域住民が、気軽に立ち寄れる場所、いつでもコミュニケーションをとることのできる居場所づくりが必要である。

「健康寿命の延伸」と「個別の疾病予防」の達成のため、「第 3 次健康増進計画」を策定し、市民と一体となって健康に過ごせるまちづくりを促進しており、体や心の健康だけではなく、個々の幸せや生活の質を高めること、幸福で元気に過ごし、生きがいを持ち、居場所のある生活を送ることを目指す。

母子保健については、子育て世帯を取り巻く多様なニーズに対応し、全ての家庭が妊娠、出産、育児を行うために、保健、医療、福祉、保育、教育等の各機関の連携のもと、切れ目のないサービスの提供が必要となる。

成人保健については、主要死因別の死亡率過去 10 年において、がんが最も高くなっており、男性は肺がん、女性は胃がんの死亡率が高くなっている。肺がんには、喫煙が関連していると言われており、禁煙の推進や環境づくりが必要である。また、胃がんは塩分摂取の多い地域ほど発症が高いと言われており、これらのがんを予防するために食生活や適度な運動といった生活習慣の見直しが必要である。さらに、高血圧や脂質異常、糖尿病予備軍が増加してきていることから重症化予防の徹底をしていく必要もある。

心の健康については、震災を受け、中心市街地の再建や住宅再建は途上にあり、今後も変化する生活環境の中で、関係機関と連携しながら今後もコミュニティの構築に向けた仕掛けやこころのケアを継続していく必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保、児童福祉

市内に児童公園を整備し、子どもが自由に体を動かせる環境を作ることにより、心身の健全な発達を促進するとともに、家族のふれあいの場の提供を行う。

また、必要な保育室の増改築を行い、市内の保育環境の充実に努めるとともに、幼児教育や

保育所入所に対する経済的負担を軽減することにより、より子育てしやすい環境を整える。

イ 高齢者福祉

少子高齢化は確実に進展することから、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように、外出支援サービス・緊急通報装置貸与・日常生活用具購入等の多様な在宅福祉サービスの提供や高齢者福祉事業の継続的な実施を図るとともに、安心していきいきと誇りをもって暮らせるよう支援を行う。

また、市民に分かりやすく利用しやすい介護予防事業を推進するとともに、要介護者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう在宅介護サービスなど地域の特性に応じた地域密着型サービスを促進する。

ウ 地域福祉

これまでの地域住民を主体とした互助の考えと併せて、共助・公助としての緊急通報体制の整備により要支援高齢者等の緊急対応が可能になり、普段の見守り、健康不安、災害発生時への対応など、特に高齢者、独居者、単身世帯であっても住み慣れた地域で安心した地域生活が継続可能となるように努めていく。

また、地域に暮らす一人ひとりとその地域の関係団体等が地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりの輪をつくるとともに、社会的弱者を支援するための人材育成を図る。

エ 障がい福祉

陸前高田市障がい者福祉計画で、「1 地域共生社会の実現と、当事者参画体制の構築」、「2 地域を支える仕組みづくり」、「3 子ども・子育て支援体制の確立」、「4 就労支援体制の確立」の4つを重点施策とし、取組を進めている。

市の計画策定への当事者参画を進め、障がいのある人たちがどのようなことをしたいと思っているのか、情報交換の場を設ける。また、障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」も見据え、地域の相談支援体制の強化を目指す。就労に関しては、障がいがある人が自分に適した仕事に就けるよう、また一般就労した後も継続して仕事を続けていけるような支援体制の整備を目指す。

オ 保健

母子保健については、妊産婦支援の充実、思春期教育の推進、関係機関の連携により、すべての家庭が安心して妊娠・出産・育児を行うことができるように切れ目のない支援を提供する。

肥満や生活習慣病の予防の観点から口の健康が重要であることを普及啓発し、子育て家庭に限らず地域全体の歯科保健意識を向上させる。

成人保健については、特定健康診査やがん検診を実施することで生活習慣病を早期発見し、合併症や重症化の予防を重視した活動を推進するほか、発症リスクの高い人を対象に個々の課題に合わせた個別及び集団支援を実施するとともに、「血糖」「減塩」「口腔衛生」「運動」「アルコールと喫煙」に重点をおき、健康教室や栄養教室を地域住民と協働で開催し、健康知識の

普及啓発を図る。

心の健康については、心の健康問題の深刻化防止のため、心のケアを必要とするケースに対し、関係機関と連携しながら早期に関われる体制づくりを構築するとともに、「集い・話す」ことでお互いの心の癒やしとなり、心の健康づくりにつながることから、各種サロンや教室を開催し、住民が集える場所づくりを推進する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育施設整備事業	陸前高田市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子育て世帯支援事業 ・ 子育て応援券配布、保育所副食費の市負担など継続実施することにより子育て世帯の負担の軽減を図り、出生数の増加に資する。	陸前高田市	
	高齢者・障がい者福祉	高齢者等生活支援事業 ・ 在宅要介護認定者のうち、介護状態が4、5の状態にある座位保持が難しい方の在宅生活を支援するために、自宅から医療機関受診時の外出支援を行うことで、自立した生活の確保とその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。	陸前高田市	
		高齢者日常生活用具給付事業 ・ おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に日常生活用具等の貸与又は給付することで、日常生活の安全確保と緊急時における迅速な対応と不安解消を図るとともに、家族の介護の軽減を図る。	陸前高田市	

		配食サービス事業 ・ 食事を届けながら健康状態や安否確認等の見守りを実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響による高齢者の孤立を防止し、高齢者の不安を軽減する。	陸前高田市	
		高齢者等見守り事業 ・ 65歳以上のひとり暮らしの方、日中ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯等に緊急通報用携帯機器を無料で貸し出すことで、急病などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができるとともに、日常生活に対する不安を軽減する。	陸前高田市	
	健康づくり	AIDS、STD 予防に関する講演会 ・ 講師を依頼し、市内の各学校及び子育て世帯を対象に「性とコミュニケーション」をテーマにストレスの向き合い方、男女差、居場所の大切さ等を普及啓発する。	陸前高田市	
		乳幼児に対するフッ素洗口、フッ素塗布 ・ 市内保育施設の年中及び年長児を対象にフッ素塗布やフッ素塗布券を交付することで、歯質を強化し、う歯予防を推進する。	陸前高田市	
	(9) その他			
		児童遊園整備事業	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て支援施設の保育所においては、築 30 年以上経過したものもあり、老朽化が進行していることから、適切な措置を講ずる必要がある。

子育て支援施設については、乳幼児、就学前児童が日常的に使用する施設であることから、日常点検及び計画的な予防修繕により、建物の長寿命化についても検討を行う。

保健・福祉施設は、シルバーワークプラザが築 10 年経過しており、高齢化による需要の増加が予想されることから、機能維持と長寿命化について適切な措置を講ずるとともに、効率的な施設管理の検討を行う。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の地域医療は、東日本大震災により県立高田病院をはじめとする医療機関が壊滅的な被害を受けたことにより、さらに弱体化し、地域住民と自治体にとって極めて深刻な問題になっている。また、地域の中核病院は、高度医療・特殊医療・救急医療等の役割を担っており、総合的な医療提供体制の確立と医療水準の向上に努めているが、常勤医師の不在という事態が慢性的に続いている。

国民健康保険二又診療所、広田診療所は、地域医療を担う市内の医療機関のほとんどが市の中心部にある中で、地理的な隔たりや、利用し得る公共交通機関の乏しい地域住民にとって、最も身近な医療機関として利用されている。二又診療所のある地域は、市内の中でも高齢化率が高い地域であり、疾病対策や介護予防、また、訪問診療を通じて、地域の医療と介護の連携に重要な役割を担っている。広田診療所は、震災による津波によって建物を流出したが、平成29年6月に新施設が完成し新たな診療所で診療を開始したところである。しかし、現在、常勤医師の退職が想定されており、住民が安定した医療サービスを受けられるよう一刻も早く、常勤医師の確保に努めなければならない。

また、現在、子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等に対し医療費給付事業を実施しているが、このうち子ども医療費給付事業については、所得要件を廃止し、中学生及び高校生世代も対象に含めるなど、市独自に対象者を拡大して実施している。子育てしやすい環境づくり、子育て世代の定住を図るため、子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対する給付を継続していく必要がある。

(2) その対策

岩手県医療局等、関係機関に対し医師の応援や配置を要望し続けるとともに、近隣の県立病院の協力を得ながら診療日程の確保に努める。また、医師の招へいについて、医師募集の記事を市のホームページに掲載するとともに、民間の医師募集サイト等を活用し医師情報の収集に努める。加えて、医師住宅の整備、巡回診療車等、勤務環境の充実を図る。

さらに、医療費を給付することにより、経済的な理由による医療機関の受診控えを防ぎ、適正な医療を確保し、心身の健康を保持する。また、子を持つ保護者、特に疾病を抱える子を養育する保護者等の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えるとともに、医療費給付事業を継続し、適正な医療の確保と、子育てしやすい環境を整えることにより、若年層の定住や出生率の向上を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	地域医療推進事業 市診療所の医師確保のため、民間の求人サイトに医師募集の広告掲載や、休日当番医の運営補助等を行い、地域医療の確保を図る。	陸前高田市	
		医療費給付事業 経済的な理由による医療機関の受診控えを防ぎ、適正な医療を確保し、心身の健康を保持するため、子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対し医療費を給付する。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療施設のうち、二又診療所は、築 30 年以上経過し老朽化が進んでいることから、適切な措置を講ずる必要がある。

医療施設については、地域の医療環境充実のため必要不可欠な施設であることから、適切な点検・改修による機能維持や長寿命化の検討を行う。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

東日本大震災以降、心のサポートを必要とする児童生徒の割合が依然として高く、長期的な視点から継続して支援していく必要があるほか、通常学級において、支援を必要とする児童生徒が相当数おり、個に応じた学習や生活面での支援が課題であり、巡回支援相談員を配置し、保育所・保育園と小学校の訪問を通して、保小連携を推進し、支援を必要とする児童の早期発見及び早期支援を図ることが重要となっている。

特色ある学校づくりとして、学校と保護者、地域の連携を推進し、それぞれの学校の特徴を生かした教育の推進が求められているほか、急速なグローバル化により、外国語学習がこれまで以上に重要視されており、外国語指導助手を配置し、小中学校を巡回して指導補助を行っているが、十分な回数には達していない。

また、1人1台タブレットの導入等、急速な情報化社会に対応できるよう情報活用能力の育成が求められており、ICT教育環境の整備と教職員の活用能力推進が課題となっている。

通学環境においても、小中学校の統合により遠距離通学となった児童生徒に対し、スクールバスを運行するとともに、通学路の安全確保について、関係機関と連携しながら通学路合同点検を実施し、危険個所の把握・改善する必要がある。

被災した学校施設の整備は全て完成しており、今後は築年数が40年を超える施設について、計画的な改修を実施することが必要となっている。

学校給食については、児童・生徒の生涯を通じた健康づくりの基礎を培うための、正しい食生活習慣の形成を図り、心身ともに健康な人間の育成を目指す重要な教育活動の一環として、安心安全な学校給食の提供を目指しており、特に、東日本大震災以降においては、より一層、子どもたちの栄養バランスや衛生管理等が重要なものとなっている。

しかし、施設・機器の老朽化が進み、不具合の発生や、耐用年数を過ぎた調理機器等もみられるようになっており、安心安全な学校給食の提供に支障が出るおそれがある。

イ 生涯学習

生活意識の変化や価値観が多様化する中、市民の学習に対する需要が高まり、その内容も多様化・高度化している。また、震災により地域コミュニティが崩壊し、再生はこれからという地域も多く、生涯学習・社会教育行政が果たす役割が求められている。

これらのことから、市民の学習ニーズや現代社会、地域社会の課題等に対応した生涯学習を推進するためには、関連機関、関係諸団体等との連携・協働により、幅広い年齢層に対応した学習機会の提供と学習活動の充実を図ることが必要である。

ウ 生涯スポーツ

被災した体育交流施設の再整備が完了し、市民の生涯スポーツ活動の場を確保することができるようになったところであるが、一般の利用者をはじめ、各種競技別協会から、復旧した体育交流施設の設備改善を求める声は多く、より活用しやすい施設にするため改修、更新整備が必要である。

市民の生涯スポーツの振興においては、市民による各種スポーツ団体の活性化がその基盤となるが、震災による活動の場の縮小や、人口減少・少子高齢化等による担い手不足から活動は停滞しており、各種競技大会や選手の育成支援などにも影響している。このような状況から、青少年の健全育成や生涯スポーツなどスポーツ振興を図るため、個別施設計画にのっとった計画的な更新整備等により良好な施設を長期にわたり維持していく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

スクールカウンセラーを配置し、心のケアを図るほか、巡回支援相談員を活用しながら、保育所・保育園と小学校の連携を図り、支援を必要とする児童の早期発見・早期支援に努め、児童生徒一人ひとりに即したきめ細やかな指導の推進を目指す。

学校運営に保護者、地域住民の参画を進め、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進する。地域振興に寄与する人材を育てるため、高等学校教育の支援を行う。

また、国際化時代に対応していくため、外国語指導助手等の活用や異文化体験を通し、国際理解教育をより一層推進していくほか、ICT教育環境の整備に努め、活用能力の推進を図っていく。

適正規模化による学校統合に伴い、通学距離が遠くなる児童生徒の通学支援のためスクールバスを運行するとともに、交流学习や職場体験学習、社会科見学などに対し、バスを運行し学校教育活動の支援を図る。

学校施設については、校舎等の改修工事、プール改修工事及びグラウンド防塵ネット設置工事等を実施する。

学校給食の提供に必要な調理機器の稼働状況や不具合の発生頻度等を踏まえ、更新計画を作成し、老朽化した機器の処分、新品の搬入及び据付を行う。

イ 生涯学習

生涯学習情報の提供や生涯各期に応じた学習機会の充実を図り、生涯を通じた学びの環境づくりや、その成果を活かすための体制づくりとして、「地域人材の育成と活用」に向けた取組を進める。

また、市民一人ひとりが主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための「コミュニケーションの場づくり」を推進するとともに、地域参画への促進に向けた取組を進める。

ウ 生涯スポーツ

スポーツドームの建築・電気・機械設備の更新や大規模改修により、長期的に施設を維持することで生涯スポーツ活動の拠点を充実させる。また、高田松原運動公園の芝管理用機材の整備や機材を格納する資材置場の整備により、天然芝を良好な状態で維持するための基盤の整備やサッカー場の照明設備等を整備することにより、市民のスポーツ振興を図る。

体育交流施設個別施設計画にのっとり、計画的に改修、更新・整備を進めることで、長期的に施設の状態を良好に保ち、生涯スポーツに親しむ環境の整備を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小中学校校舎改修事業	陸前高田市	
	屋内運動場	中学校屋内運動場改修事業	陸前高田市	
	屋外運動場	小中学校屋外運動場改修事業	陸前高田市	
	水泳プール	小学校プール改修事業	陸前高田市	
	給食施設	学校給食センター設備更新事業	陸前高田市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	総合交流センター改修、更新整備	陸前高田市	
	体育施設	スポーツドーム改修、更新整備	陸前高田市	
		高田松原運動公園改修、更新整備	陸前高田市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	児童発達支援事業 ・ 巡回支援相談員を配置し、保育所・保育園と小学校を巡回し、連携を図り、支援を必要とする児童の早期発見・早期支援に努め、児童生徒一人一人に即したきめ細やかな指導を推進する。	陸前高田市	
	義務教育	語学指導外国人青年招致事業 ・ 外国語指導助手を配置し、定期的に小中学校を巡回することにより、児童生徒の英語への興味関心を高めることにより国際理解教育を推進する。	陸前高田市	

		教育研究所研究事業 ・ 学校運営協議会を市内小中学校に設置し、学校運営に地域住民等の参加を促進し、地域と一体となった特色ある学校づくりを図る。	陸前高田市	
		緊急スクールカウンセラー等派遣事業 ・ 臨床心理士等を市内小中学校に派遣し、児童生徒の心のケアを図る。	陸前高田市	
		児童生徒遠距離通学等事業 ・ 統合等により遠距離通学となった児童・生徒の通学支援のためスクールバスを運行する。また、交流学习、職場体験学習等学校教育活動の支援を図る。	陸前高田市	
		教育情報ネットワーク推進事業 ・ 市内小中学校における ICT 教育環境整備を推進し、ICT 活用能力の向上を目指す。	陸前高田市	
	高等学校	高等学校教育振興奨励費事業 ・ 学力向上と地域振興に寄与する人材を育成するため、市内の高校を支援するもの。	陸前高田市	
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 ・ 関係機関や団体等との連携・協働による生涯学習を推進する。	陸前高田市	
		地区公民館事業 ・ 地区公民館を活動拠点とし、地域住民が生涯を通じて学び続けられるよう環境の整備を図る。	陸前高田市	
		家庭教育支援事業 ・ 家庭・地域、学校の連携により家庭における教育力の向上	陸前高田市	

		を図る。		
	その他	地域学校協働活動推進事業	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校教育系施設のうち、学校は、小学校で築 30 年以上経過しているものが多く、児童生徒が日常的に利用する施設であり、規模も大きいことから、適切な措置を講ずる必要がある。また、学校給食センターは、築 10 年以上経過しており、給食提供のため衛生管理や機能維持が必要不可欠であることから、適切な保全措置を講ずる必要がある。

学校教育系施設については、児童生徒が日常的に使用する施設であることから、日常点検及び計画的な予防修繕により、建物の長寿命化についても検討を進める。

スポーツ・レクリエーション系施設においては、築 23 年が経過しているスポーツドームをはじめ、全ての体育交流施設の機能維持と長寿命化について、個別施設計画に基づき、適切な保全措置を講ずる必要がある。

また、被災した体育交流施設の復旧が完了したことから、指定管理者制度の活用等により、効率的な施設管理の検討を行う。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市では、これまで市内 11 地区に組織されたコミュニティ推進協議会を中心としたまちづくりを進めてきたが、時代とともに市民の生活様式が都市型の個人主義的な考え方へ変化し、さらには震災被害による自治会等の解散、住宅再建に伴う他地域からの移転者の増加、ライフスタイルやワークスタイルの変化、少子高齢化などを要因に、地域の連帯感の希薄化や自治活動の機能低下等、地域コミュニティ形成への影響が懸念されている。

誰もが笑顔で生き生きと過ごせる、市民が主役のまちづくりを進め、地域社会の維持、存続を図っていくためには、地域づくりの活動の拠点としてだけでなく、災害時には避難所としての役割を担うなど、重要な役割を果たす施設であるコミュニティセンターや自治会館などの適切な整備及び改修のほか、住民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、地域課題の解決に向けたまちづくりを進めていくことが必要である。

(2) その対策

地域づくりの活動の拠点や災害時の避難所等の機能を有した各地区コミュニティセンター、自治会館等の整備及び既存施設の老朽化に伴う改修を進める。

また、活力ある地域社会の形成のため、コミュニティ推進協議会、自治会、福祉、教育、防災、環境など目的別の団体との協働・連携に努め、市民と行政が互いに地域課題を的確に把握し、共通認識のもと対等の立場で主体性と責任を持った自主的な取組による地域づくり活動事業への支援を図る。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		コミュニティ施設改修事業	陸前高田市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域交付金事業 地域住民が地域課題の解決に自ら積極的に取組、創意工夫することにより持続性の高い活力ある地域コミュニティの形成を図るため、コミュニティ推進協議会が行うコミュニティ形成に資する。	陸前高田市	
		まちづくり団体活動補助金 まちづくり団体が自主的・	陸前高田市	

		主体的に行うまちづくり事業を支援し、まちづくり活動の推進及び地域活性化を図る。		
		自治会館等整備事業費補助金 自治会等が自治会館を整備、改修する場合の費用を支援するもの。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市民文化系施設の多くは、築 30 年以上経過したものが多く、老朽化が進行していることから、平常時の利用の安全性に加え、災害時における防災拠点施設としての機能確保のため、適切な保全措置を講ずる必要がある。

市民文化系施設については、各地域における市民活動の拠点施設であることから、地域の実状等を踏まえた管理の検討を行う。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術・文化

高度に進展する情報化社会の中で心の豊かさや情操教育が求められており、市民が広く芸術文化に触れる機会や優れた芸術文化を鑑賞する機会の拡充が必要である。

本市の芸術文化活動は、東日本大震災によってあらゆる活動・発表・鑑賞の場が失われたが、市民文化会館の開館や、限られた環境の中で工夫しながら市民芸術祭をはじめとする活動を継続してきたこともあり、徐々に回復してきている。心の復興を促進し、潤いのある市民生活を再建していくためには、市民が自主的・主体的に参加し、創造する活動を促進するための環境づくりが必要である。

イ 文化財

岩手県指定有形文化財に指定されている吉田家住宅は、東日本大震災の大津波により全壊したが、復興計画の中で復元について明記した。

当時は個人所有であったが、多額の費用と工程の複雑さから個人での復旧は困難と判断し、復旧を強く願う地域住民らが自ら回収した部材の所有権を市が取得した上で復旧する方針を定めた。また、これに伴い岩手県教育委員会は指定名称を「旧吉田家住宅主屋」と変更した。

津波被害により全壊した木造建築物を復旧するに当たり、被災した部材を再使用する事例は世界的にも例が無く、完成までには多くの時間と労力、費用を要する。

かつてのまちなみは大規模な嵩上げ工事により地面の下となり、新しいまちが形成される途上にあるが、この地で営まれてきた豊かな歴史と文化を今に伝える唯一の建物が旧吉田家住宅主屋であることから、市と地域の人々との協働により、復旧に向けて取り組んでいく必要がある。

また、同じく岩手県指定有形文化財に指定されている「吉田家文書」について、震災前から解読作業が行われており、文化財を活用した地域振興の拠点整備を進めてきたところであるが、震災により実資料は大きな被害を受け、解読した資料も流失したため、その解読内容を活かした地域文化の振興に支障が出ている状態である。

(2) その対策

ア 芸術・文化

市民が芸術文化活動に取り組む機会を拡充するために、発表の場の提供や活動支援を行い、振興・発展を図るとともに、児童生徒に優れた芸術鑑賞の機会を提供し、豊かな感性の醸成に努める。

イ 文化財

旧吉田家住宅主屋については、これまで、文化財や歴史、建築分野の多くの専門家らの協力、指導のもと、復旧に向けた検討を進め、数年かけて部材の使用箇所の特定制や再使用に向けての補修、加工等を行ってきた。その中で、令和元年9月には「旧吉田家住宅主屋復旧基本計画」、令和3年3月には「旧吉田家住宅主屋保存活用基本方針」を策定した。これらに基づき、文化

財が地域に果たす役割と効果を踏まえ、主屋完成後の活用を見据えて復旧作業を進めていく。

また、吉田家文書については、残された写真や資料をもとに、震災直後から解読作業を再開し、令和2年度までに全98年分のうち86年分の解読を終了している。残り12年分の解読を行うとともに、建設中の市立博物館において展示するなど、地域振興に活用していく。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	岩手県指定有形文化財旧吉田家住宅主屋復旧事業	陸前高田市	
		岩手県指定有形文化財旧吉田家住宅主屋外構整備事業	陸前高田市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	芸術文化振興事業 ・ 市民が広く芸術文化に触れ、自ら参加する機会を設けることで、市内の文化振興発展を図る。	陸前高田市	
		青少年芸術鑑賞事業 ・ 小中学生に優れた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操の陶冶と健全育成を図る。	陸前高田市	
		吉田家文書解読事業 ・ 岩手県指定有形文化財である吉田家文書の記載内容を把握し、郷土史の解明を進めるとともに、利用に当たっての利便性向上を図る。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

社会教育系施設は、博物館が震災により被災したことから、現在、一時的な代替施設で運営を行っており、「震災復興計画」に基づき復旧整備を行っている。

11 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

国内の主要なエネルギーは、石油・石炭等の化石燃料であるが、限りがある燃料である。加えて、平成 28 年 11 月 4 日に発効したパリ協定では、世界の平均気温の上昇幅を、今世紀末時点で産業革命前から 2 度未満に抑えるという世界共通の目標が定められ、また、令和 3 年 4 月に開催された気候変動に関する首脳会議（サミット）においては、温室効果ガスの排出量を令和 12 年度までに平成 25 年度比で 46%削減するという目標が定められ、脱炭素に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が必要な状況となっている。

本市においても、太陽光、木質バイオマス、風力等の再生可能エネルギーの活用を展開するとともに、地域内循環に向けた取組を実施することにより、温室効果ガスの排出削減、脱炭素化の実現を目指す必要がある。

(2) その対策

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚及び再生可能エネルギー（太陽光、木質バイオマス、風力等）を活用した設備の普及を図るため、その設置費用の一部を助成する。

また、コミュニティの活性化及び循環型社会の実現を目指し、森林資源、再生可能エネルギー等の地域資源を地域内で循環させるための循環型地域づくりを総合的かつ一体的に推進するため、「陸前高田市循環型地域づくり推進協議会」を設置し、循環型社会の実現のための長期的な構想を策定し実行する。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	新エネルギー設備導入促進事業 ・ 市内住宅における住宅用太陽光発電システムや木質バイオマスエネルギー利用設備（ペレット・薪ストーブ）の導入に対する商品券助成を行い、環境負荷の少ない循環型社会を構築する。	陸前高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置及び維持管理を推進する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全・再生

東日本大震災の影響で、高田松原が消失するなど、本市の環境は大きく変化した。また、住環境やコミュニティも震災前と比べて大きく変化し、震災前に実施していた清掃活動や環境教育の一部ができない状況にある。

加えて、昨今のゲリラ豪雨など、河川や急傾斜地の保全が急務となっており、土砂災害や洪水などの発生を抑制するとともに、環境保全に努める必要がある。

イ SDGs（持続可能な開発目標）の取組の推進

少子化や人口減少の進行、経済・社会のグローバル化の進展、市民の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題が懸念される中で、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況となることが予想される。

東日本大震災の影響で、多くの尊い人命と貴重な財産が失われるなど未曾有の被害を受けたところであり、各種復興事業に継続して取り組んでいるものの、復興を成し遂げるには、今後も相当の期間を要する状況となっている。

このような状況の中、持続可能な自治体運営を行うためには、地域の魅力を再認識しながら、先人の残した恵まれた自然と歴史や伝統あるまちを、次の時代を担う子どもたちに引き継いでいかなければならない。

ウ 震災の伝承と交流人口の拡大

東日本大震災から時間が経過するにつれ、当時の経験の記憶や教訓が薄れつつある。震災の悲劇を二度と繰り返さぬよう、高田松原津波復興祈念公園、津波伝承館、震災遺構、3.11 仮設住宅体験館などの東日本大震災関連施設を積極的に活用し、後世に伝承していくとともに、一人でも多くの人に防災減災の重要性を伝えることが本市の使命であるため、広く市内外をターゲットとして、防災減災に関する情報発信に取り組むことにより、交流人口・関係人口の創出・拡大をはかる必要がある。

(2) その対策

ア 自然環境の保全・再生

清掃活動や自然観察会などを通じた自然環境保全意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域の連携による小中学生への環境教育を推進する。

イ SDGs（持続可能な開発目標）の取組の推進

「SDGs 未来都市」に選定されている本市としては、SDGs 未来都市計画にのっとり「誰一人取り残さない社会の実現」を目指す SDGs の推進に取組、17 の目標達成に向け、子どもから高齢者、障がい者やシングルマザー、外国人、LGBT など誰もが生活を楽しみ、働き、スポーツする新しいまちをつくりだし、インクルーシブな活動の支援者や市外からの交流者が増大していくことで、新しい事業機会の創出につなげ、民間企業や各種団体などを巻き込みながら、市

内で働く場と働く人を増やしていく。

また、ハードの整備は続けながらも、ソフト面での充実を図り、特に、世代を超えた教育活動、文化交流、ダイバーシティへの対応・充実などにより、市民の意識改革も促していく。

さらに、震災により被害を受けた環境を再生するため、高田松原の再生による緑の復活を進め、それに伴い海の環境再生を図る。また、太陽光や木質バイオマスなどを活用しながら再生可能エネルギーへの転換を進め、環境負荷の少ないまちづくりを進める。

ウ 震災の伝承と交流人口の拡大

東日本大震災の経験をいかした防災減災プログラムの開発と実証を行い、ICT を活用した防災減災ツアーや研修、講座等を展開することで、「防災減災を学ぶフィールドの構築による交流人口及び関係人口の創出・拡大」を実現し、地域外からの人や消費を呼び込み、地域・経済活動を活性化させることで、本市の持続的発展へとつなげる。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業			
		SDGs 普及啓発等推進事業 ・ 「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すSDGs の達成に向けた取組を推進することで、次世代につなげる共生と交流のまちの実現を目指すもの。	陸前高田市	
		ICT を活用した「防災減災を学ぶフィールドの構築による交流人口及び関係人口の創出・拡大」 ・ 東日本大震災の経験をいかした防災減災プログラムの開発、実証を行い、ICT を活用した防災減災ツアーや研修、講座を展開することで、地域外からの人や消費を呼び込み、地域、経済活動を活性化させ、持続的発展へとつなげるもの。	陸前高田市	